

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第3回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
1	2_入札説明書	17	7		6. 第一次審査資料の提出	飲食・物販事業者との対話の中で、運営開始までの期間が長いこと等が本事業の特徴として挙げられることが多々あります。業務開始まで、業務開始後に見込まれる環境の変化や運営状況に応じた経済条件の見直し、また、サービス向上に向けた事業者の変更については、事業者選定後や運営開始後に協議いただけますでしょうか。	『飲食、物販の事業条件』や『飲食、物販の事業者』の見直しについては、要求水準を満足する範囲において協議に応じます。要求水準の変更が必要である場合は、【資料-1】「事業契約書(案)」第31条に基づいて行います。
2	3_(資料-1) 事業契約書(案)			105	第37条第1項、第3項	本事業には付帯事業も含まれるため、振興会は、付帯事業についても一時中止させることができるものと理解していますが、第2回質問回答No105の「国立劇場の維持管理・運営業務の一時中止が、付帯事業(民間収益施設)の運営に支障を及ぼすものとは考えていません。」との回答も踏まえ、振興会の責めに帰すべき事由により、付帯事業自体が中止されることは想定されていないとの理解でよいでしょうか。もし付帯事業の一時中止も想定される場合、民間収益事業者が生じる損害・増加費用についてはどのようにお考えでしょうか(事業者の増加費用に含まれるとの理解でよろしいでしょうか)。	振興会側の事由により、付帯事業の一時中止を求めることは想定されません。
3	3_(資料-1) 事業契約書(案)			107	第37条_5項 法令等の変更又は不可抗力による一時中止	「ご質問のような事態が想定される場合には当然、振興会は協議に応じますが、事業者のみの独自の判断に委ねることは応じかねます。」とご回答いただきましたが天災含め協議をする間もない緊急時においては事業者の従業員生命・身体への危険回避を優先し事業者判断とさせていただくことは可能でしょうか。当然に緊急性が無く、協議を行う時間的余裕がある場合は協議させていただきます。	ご質問のように振興会と協議を行う時間が確保できない緊急事態において、事業者が従業員の生命・身体への危険回避を優先することは、合理的な判断であると考えます。
4	3_(資料-1) 事業契約書(案)	33	8		第86条_3項	「付帯事業の全部又は一部の終了により振興会に与えた一切の損害を賠償しなければならない」との記述につきまして、具体的な賠償の算定方法等の考え方をお願いします。	賠償額は、当該時点において、付帯事業が終了した時期や事由、本事業に及ぼす影響等の個別具体的な事象を踏まえ、振興会に生じた損害額から算定するものと考えます。
5	4_(資料-1-1) 事業者等が付す保険等	3	11		第3_3_①	第三者賠償責任保険の付保条件について、「担保範囲は、本事業の契約対象となるすべての施設を対象とする。」とありますが、「本事業」の定義には、付帯事業も含まれるため、民間収益施設部分の保険も事業者が付保するかのようにも読み取れます。一方、保険契約者や被保険者には付帯事業者の記載がなく、事業全般に渡る劇場部分と民間収益施設部分の費用の考え方から、民間収益施設に関する保険は含まない(民間収益施設部分は資料1-1記載の付保条件に縛られることなく、独立採算の範囲で適宜必要な保険を付保)との理解でよろしいでしょうか。また、維持管理運営期間に付保する保険として、独立採算で実施する劇場部分の飲食・物販業務に関する生産物賠償責任保険等は、当該運営企業(もしくは再委託先)が資料1-1の付保条件に縛られずに独自に保険付保することよろしいでしょうか。	前段については、第三者賠償責任保険の対象に民間収益施設は含まれません。なお、複合施設全体に第三者賠償責任保険をかけることは可能ですが、民間収益施設部分に係る費用については、振興会は負担しません。後段の維持管理・運営業務に係る保険については、【資料-1-1】「事業者等が付す保険等」の内容を満たす限りにおいて業務実施の主体が独自に保険を付保することは可能です。
6	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	5	18		第1_2 事業費の内訳	「その他の費用」の内容としては、「事業者の運営費(人件費、事務費等)の一部」とありますが、選定企業職員が総括代理人、同直属スタッフ、統括責任者及び同補佐を担う場合、その人件費はその他の費用に計上可能でしょうか。	可能です。ただし、選定企業職員が総括代理人等のSPC運営職員を担う場合は、選定企業がSPCに業務出向させる、若しくはSPCが選定企業に対して業務委託することが想定されますので、SPCの事業収支計画には業務出向や業務委託としての費用を計上してください。
7	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	8	4		第2_3_(1)_①_ア 施設費A	施設整備の成果に対する部分払は出来形部分が対象となりますが、施設整備に係る設計業務は完成した際に出来形100%とし、既存建物等の解体撤去業務と建設工事業務の出来形部分の算定は工事進捗率を用いることを考えております。その算定方法でよろしいでしょうか。	設計業務の完成は、【資料-1】「事業契約書(案)」第60条、第61条、第62条及び第63条に基づき、国立劇場及びその他施設整備業務に係る成果物が引き渡される令和10年度末時点です。出来形部分の算定は個々の業務ではなく、施設整備業務全体の進捗に応じて算定します。なお、No. 8の回答もご参照ください。
8	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	8	4		第2_3_(1)_①_ア 施設費A	施設整備の成果に対する部分払は出来形部分が対象となるため、当該出来形部分の算定は工事進捗率を用いることを考えております。一方で施設整備に係る費用負担は、「別紙1 費用負担の考え方」に示されているとおり、「面積比率で按分する項目」と「振興会が単独で負担する項目」に区分されておりますが、当該項目別に工事進捗率を算定することは困難であると考えております。当該出来形部分の算定は、当該項目別の工事進捗率ではなく、全体の工事進捗率を用いることでよろしいでしょうか。	施設整備の成果に対する部分払については、【資料-1-3】「事業費の算定及び支払い方法」第2. 3. (1)①アに記載のとおり、支払年度の出来高を確認したうえで、あらかじめ定める金額を支払うものであるため、国立劇場部分について、支払予定額以上の出来高であることを全体の工事進捗率を用いて説明可能であれば認めるものとします。
9	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	8	4		第2_3_(1)_①_ア 施設費A	施設整備の成果に対する部分払は出来形部分が対象となりますが、施設整備に係る費用負担は、「別紙1 費用負担の考え方」に示されているとおり、「面積比率で按分する項目」と「振興会が単独で負担する項目」に区分されております。当該項目別に工事進捗率を算定することは困難であると考えますが、どのように出来形部分の金額を算定すべきかご教示ください。	No. 8の回答をご参照ください。
10	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	8	5		第2_3_(1)_①_ア 施設費A	「表2を上回る出来高があっても、各年度の支払額を上回る金額は支払わない。」とあります。表2を上回る出来高がある場合、当該出来高の金額から表2の金額を差し引いた出来高の残額は翌年度に繰り越され、翌年度の出来高の算定に含めることができるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	13	34		第2_3_(2)_①_表 4_普及発信施設の企画・制作業務費	企画・制作業務費の40万円について、令和11年上期については訂正いただいたとおり、開業準備支援業務費に計上とのことですが、様式C-3添付①において、当該期の「普及発信施設の企画・制作業務費」セルだけでなく、「公演記録支援業務費」、「公演来場者受付・案内等業務費」及び「普及発信施設の展示等運営人件費」のセルにも開業準備支援業務費に計上とのコメントがあります。つまり、開業準備支援業務費に計上するのは、これら4項目のうち、企画・制作業務費は40万円、公演記録支援業務費は20.1万円(国立劇場開業後28.9万円-能楽堂のみの当初5年間の8.8万円)、残り2項目は事業者の提案額、更にそれ以外の項目についても事業者側の判断に応じて独自に計上するという理解でよろしいでしょうか。また、上記金額を開業準備支援業務費として令和10~11年度の4四半期に均等に計上するという理解でよろしいでしょうか。	前段については、開業準備支援業務費に計上する費用は、「普及発信施設の展示等運営人件費」及び「公演来場者受付・案内等業務費」を除く、「普及発信施設の企画・制作業務費」「公演記録支援業務費」を計上してください。【様式C-3添付①】「事業費の内訳(収入計画)」のコメントを訂正しますので、訂正表をご確認ください。後段については、開業準備支援業務費として計上する「普及発信施設の企画・制作業務費」及び「公演記録支援業務費」は、令和11年度上期のみ計上してください。なお、令和10年4月1日から令和12年3月31日までの期間に実施する広報・ブランディング活動に係る費用は、令和10年~11年度の半期ごとに均等に計上してください。
12	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	14	3		表4. 維持管理・運営業務における業務量の実績に応じた対価の支払方法	普及発信施設の企画・制作業務費に関して、入札時の金額として「令和11年度下半期以降は各年度の半期ごとに40,000,000円(税抜)」が示されていますが、入札時のあくまで目安として提示されている予算で、実際には、業務内容の詳細やボリュームは振興会様と協議のうえ承認頂ければ、それ以上の業務量が発生した部分は上乗せされて支払われるという認識でよいでしょうか。半期40,000,000円(税抜)と設定された根拠や背景をご教示ください。	前段については、各年度の予算の状況や振興会の判断により、入札時の金額が増減する可能性はあります。【資料-1-3】「事業費の算定及び支払い方法」第2. 3. (2)対価の支払プロセスをご参照ください。後段については、半期40,000,000円(税抜)と設定した根拠や背景については、開示できる資料はありません。
13	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	17	22		第5.2施設費の物価変動に基づく改定	インフレスライドについては「賃金等の変動に対する工事請負契約基準第25第6項の運用について」に準拠する、とのことですが、ここに記載されている「賃金水準の変更」とは、国土交通省が公表する「公共工事設計労務単価」のことと考えてよろしいでしょうか。その場合、この改定時に国土交通省は「公共工事設計労務単価の取り扱いに関する留意事項」という文書の中で、インフレスライドの適用について言及しておりますが、本件もこの文書に基づいて適用を判断する、と考えてよろしいでしょうか。そうでない場合、何を基準に適用を判断されるのかご教示願います。	積算に使用する単価(国土交通省等が公表している「公共工事設計労務単価」等)を用いた変動率を物価指数とすることを基本とします。詳細については、文部科学省の通知に基づきつつ、協議していくこととします。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第3回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
14	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法	17	22		第5.2施設費の物価変動に基づく改定	PFI事業の場合、入札時に発注者と事業者間で合意された工事費目毎の内訳が存在しないことから、スライド額の算定及び合意が困難となる恐れがございます。スライド額の算定について、下記方式を用いることはできませんでしょうか。 ①入札時の総価金額に対し、一般社団法人建設物価調査会等が公表している建築費指数を用いてスライド額を算定する。 ②実施設計における明細見積書作成までの物価変動については上記により算定し、それ以降の物価変動については、明細見積書をスライド額算定用として使用する。 ③スライド額算定用に、入札時の総価金額に対する工事費目毎の内訳を事業者が作成、発注者と合意の上、公共建築工事積算基準の材工比率により労務費と材料費に分け、公共工事設計労務単価と一般社団法人建設物価調査会等が公表している材料単価の変動率によりスライド額を算定する。	積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とします。なお、事業者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることも可能です。詳細については、文部科学省の通知に基づきつつ、協議していくこととします。
15	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法	18	1		第5_3_①	「3. 維持管理・運営費及びその他の費用の物価変動に基づく改定」には、物価変動に基づく改訂対象として「維持管理・運営費のうち翌年度に対価の支払がある費用」と記載がありますが、対象に「その他の費用」（ただし、第2. 3. (2)で定める実績に応じて支払う業務を除く。）も含まれる理解で宜しいでしょうか。	含まれません。
16	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法	別紙1 2	29		開発行為に係る費用の扱い	開発行為を行う場合、「参考資料4-6 振興会が行った事前協議の概要」において、本事業は、「国が開発行為を行う場合は、協議により開発許可があったものとみなす」に準じ、とされており、開発許可自体は不要ですが、協議が必要であるため、開発許可申請の手続きと同様に、協議に伴う図書の作成は必要になります。開発行為に係る費用（協議関連図書作成費用など）が発生した場合、外構は振興会様の専用使用部分となりますので、その費用は「振興会の専有部分等にかかる当該費用」に該当し、振興会様が全額負担するとの理解でよろしいでしょうか。	【参考資料4-6】「振興会が行った事前協議の概要」の『なお、国が開発行為を行う場合は、協議により開発許可があったものとみなすこととしており、本事業はこれに準ずる。』を削除します。これにより、事業者において開発許可を要するか、千代田区との事前協議を行い、開発許可を要することとなった場合は、千代田区に對し所要の許可申請手続を行うものとし、許可申請手続に関する費用は、事業者において負担することとなります。訂正表をご確認ください。
17	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法	24	63		別紙1_算定方法の摘要表下※6	建築基準法12条点検（特定建築物定期調査、建築設備定期点検等）は複合施設全体について管理組合が実施する必要があると考えますが、事業費には含めず「共通使用部分に係る当該費用」として「様式C-4添付①」に振興会が負担する金額を記載すれば良いでしょうか。事業費の算定方法について齟齬が生じないよう確認したく存じます。	特定建築物定期調査、建築設備定期点検等について、振興会の専有部分及び専用使用部分は、PFI事業の定期点検等及び保守業務に含まれています。また、共通使用部分については、管理組合において決定されることと認識しています。
18	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法	24	63		別紙1_算定方法の摘要表下※6	国立劇場と民間収益施設が個別に設置できない大型設備や、中央監視装置や火災報知設備等、複合施設全体を対象としており、明確に範囲を区分することが難しい設備の維持管理業務費用については事業費は含めず「共通使用部分に係る当該費用」として「様式C-4添付①」に振興会が負担する金額を記載すれば良いでしょうか。事業費の算定方法について齟齬が生じないよう確認したく存じます。	共通使用部分の設備機器等については、以下のとおり記載していますのでこれらを踏まえて応募者の判断で提案してください。 【資料-2】「業務要求水準書」において『各設備は、維持管理、点検保守、修繕等の区分やコストを明確にするため、原則として国立劇場用と民間収益施設用とで個別に設置する。』としています。また、【資料-3】「付帯事業の実施条件」第2.(2)③において、『「建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）」（以下「区分所有法」という。）の範囲内で、国立劇場及び民間収益施設のいずれかの専有部分に可能な限り区分する、又は共用部分における振興会及び民間収益事業者のいずれかの専用使用部分として計画するなどして、振興会及び民間収益事業者の双方が使用する共用部分（以下「共通使用部分」という。）の面積を可能な限り小さく計画すること。』としています。さらに、【資料-5】「事業者選定基準」では、『・区分所有建物として、所有区分や維持管理区分に配慮した複合施設としての機能的な平面計画・階構成や断面計画・設備計画が提案されているか。』『・管理組合が管理する共用部分の効率的な維持管理手法、効果的な管理規約等の運用方策』などの選定基準を設定していますので、ご留意ください。
19	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法				別紙1_費用負担の考え方摘要表（令和4年6月30日訂正版）_※6	共通使用部分の維持管理費用のうち、振興会様が負担する費用は入札価格に含まれないため、国立劇場と民間収益施設の機器等を一体的に計画する合理性をお示しすれば、本来振興会様専有部の維持管理費用として入札価格に含めるべき価格を共通使用部分の当該費用として、入札価格から除くことが可能になります。そうなりますと、機器等の分離を原則とする要求水準を遵守した事業者は、一体的に計画した事業者よりも振興会様専有部の維持管理費が高くなり、競争入札の公平性が欠かれると推察いたします。従いまして、維持管理費用につきましては、振興会様専有部と共通使用部分を合算して審査を行うなど、公平性を重視した措置をご検討いただけないでしょうか。	No. 18の回答をご参照ください。
20	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法				別紙1_費用負担の考え方摘要表（令和4年6月30日訂正版）_※6	共通使用部分に係る維持管理・運営の概算費用は、【様式C-4 添付①】に別添する根拠資料に記載することとされておりますが、【資料-1-3】「事業費の算定及び支払方法_別紙1_費用負担の考え方_P.1_①」に記載されている、振興会様負担分の算出式で算出した費用を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、【様式C-4 添付①】に別添する根拠資料に記載する共通使用部分に係る維持管理・運営の概算費用は、将来振興会が負担する費用の把握のための概算金額であり、実際の負担額は、将来設置される管理組合において、決定されるものと認識しております。
21	9_(資料-2)業務要求水準書 第2章 事業の目的及び計画条件	2-1	20		第1節_1_(2)文化観光拠点としての機能強化	事業の目的の1つとして文化観光拠点としての機能強化が挙げられておりますが、要求水準においては具体的な言及が見られません。また、普及発信施設の整備においては、公演日以外の賑わいの創出が期待されています。左記を踏まえ、ターゲットとする層、目標値、取組等における貴会の想定や参考にしての国内外の劇場等があれば提案の参考としてご教示頂けますでしょうか。	事業者の提案によります。
22	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	27	8		(11)駐輪場②	「千代田区コミュニティサイクル事業実証実験」によるサイクルポート10台分とは別に、それ以外のサイクルポートを計画する場合、外構部分に設ける当該サイクルポートの用地は、「振興会の専用使用部分の対象」との理解でよろしいでしょうか。それとも、「民間収益事業者の専用使用部分の対象」となりますでしょうか。	事業者提案によるサイクルポートの部分については、民間収益事業者の専用使用部分となります。
23	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-30	21		第5節_2_(2)_①共通事項_n	監視カメラ設備については、瞬停了した場合影響が大きいHDDを装備している機器のみを対象とし、HUB等のネットワーク機器については対象外としてもよろしいでしょうか。	機能が停止することがなければ、事業者の提案によります。
24	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備			460	第5節_2_(2)_①⑥監視カメラ設備_d_(d)	質疑回答で『国立劇場内の監視カメラにマイクを設置してください。』とご回答いただきましたが、PTZカメラについては常にマイクで音声を拾い切れないことから対象外としてもよろしいでしょうか。	原文のとおりとします。
25	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-37	9		第5節_2_(2)_①⑥監視カメラ設備_d_(j)	「動体検知、置き去り検知、持ち去り検知、いたづら検知、通過検知機能を付加する」とありますが、PTZカメラはカメラ操作の際にポジションがずれてしまうことや、360度カメラはパノラマ表示の際に画像補正を行うことから、当該機能を十分に発揮することが難しく、当該機能を使用する対象を固定カメラのみとしていただき、その監視エリア・場所等を定めていただけますでしょうか。	原文のとおりとします。
26	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備			491	第5節_2_(2)_①⑧防犯・入退室管理設備_r	質疑回答で『管理サーバーには各種ログのバックアップも含まれています。』とご回答いただきましたが、各種ログのバックアップについては、別途要求水準に記載の「外部記録装置」にてバックアップすることとよろしいでしょうか。（障害発生前のログの検索はバックアップされた外部記憶装置から行う）	施設管理用システム管理サーバーの外部記憶装置は、システム、データ及びログ等をバックアップするものであり、施設管理用システムに障害が発生した際にはバックアップデータを利用して、システムの復旧作業を行うことを想定しています。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第3回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
27	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-68	17			「本花道の有効幅外側両方にフットライトを設けることを検討する」とあります。一方で【参考資料4-10-3】ではフットライトは片側になっています。どちらが正でしょうか。	【参考資料4-10-3】は小劇場の所作台配置のための参考図です。小劇場の花道フットライトについては、【資料-2】「業務要求水準書」第4章 第6節 3. (1) g. (a) (カ)に記載のとおり、本花道の有効幅外側両方にフットライトを設けることを検討してください。
28	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-79	21		第7節_4. 養成研修	日本芸術文化振興会令和4年度の年度計画では初めて、「養成所」という言葉が使われたと思います。これまでの養成機能と目指すものがどのように変わったか、要求水準書などにどのように反映されているか、といったことについて、これまでの初代国立劇場以上に期待していることなど、お考えを教えてください。	「養成所」は、年度計画のとおり設置を検討しているものです。振興会の伝統芸能伝承者養成事業において、効果的な事業の運営や研修制度の認知の促進、研修志望者の増加を目的としています。
29	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-81	5		第7節_6. 普及発進	先般、東京国立博物館において開催された特別展において新たな試みにも挑戦されたと認識しておりますが、劇場とは別の場所において劇場への関心を高めてもらおうとすることと、劇場建物内で誘客力のある展示を行うこととはハードルが全く異なるため、さらに「とがった」エンターテインメント性のある展示やプログラムを許容していただけるかどうかのポイントになると思いますが、貴振興会のお考えをお聞かせください。	要求水準を満足する範囲において、事業者の提案によります。
30	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-81	5		第7節_6. 普及発進 (展示について)	先般、東京国立博物館において開催された特別展では「再現舞台」で実際の舞台の規模・感覚を体感させるという取組みが行われておりましたが、その手のプログラムはどちらかというと演じ手となることへの関心を高めることに寄与する内容と思われ、鑑賞へと導く仕掛けとなり得るのかは若干の疑問がございます。一方で、本事業における「普及発信機能の充実」については、要求水準書の記載から推し量るに、鑑賞者を増やすことに重きをおいているように見受けられます。普及発信機能としての展示やプログラムに関する提案の審査に当たっては、まずは「鑑賞への誘引」の面での実効性を評価いただけると理解してよろしいでしょうか。	要求水準を満足する範囲において、事業者の提案によります。
31	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-81	5		第7節_6. 普及発進 (展示について)	アニメやゲームなど、伝統芸能や日本固有の文化を「モチーフ」にして、さらに脚色したようなコンテンツ (例えば、日本刀、傾奇者といったもの) や、コラボレーション (現代アートやファッション、お笑いなど) を採り入れることに対して、現時点では積極的なイメージをお持ちであるように推察しておりますが、事業着手後に関係団体の反対など何らかの事情でこの点の方向性が大きく変更された場合、PFI事業者としての集客力と収入が提案時に想定した水準から大幅に落ち込む結果につながってしまう可能性もございません。そのような事象が生じた場合には運営事業費の水準について改めて協議いただきたいと思いますが、貴振興会のお考えをお聞かせください。	普及発信施設の運営支援業務の対価については、入札時点においてお示しいただいた展示等運営人件費、及び、【資料-1-3】「事業費の算定及び支払方法」表4のとおり、毎年度の振興会との協議を経て決定され、業務量の実績に応じて支払われる企画・制作業務費で構成され、事業者の集客力や収入に応じて負担する費用はありません。事業者としての集客力と収入が提案時に想定された水準から落ち込んだ場合の増額協議等に応じる想定はありません。
32	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-81	50		第7節_6_(2)_②_b_(a)_ (ウ)	「企画展示、体験展示それぞれの運営方法や料金等を考慮し、効率的な動線計画とする。」との記載がございますが、企画展示の想定される入場料金をご教示ください。	現在、伝統芸能情報館において実施している企画展示の料金は無料です。再開場後の料金は未定です。
33	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-86	36		第7節_6_(2)_⑦_b_(c) 初代国立劇場アーカイブ	初代国立劇場アーカイブの展示について、必要な面積の想定をご教示ください。	事業者の提案を踏まえつつ、振興会との協議により決定するものとします。
34	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-86	40		第7節_6_(2)_⑦_b_(d) コインロッカー	劇場内、グランドロビー共に、コインロッカー利用料についてご教示ください。有料である場合に、両替機の設置は必要でしょうか。また、利用料は毎日回収して貴会にお渡しする必要がありますでしょうか。	両替機が必要な場合は、【添付資料5-2-11】「什器・備品調達に係る要求水準」により調達し、コインロッカー利用料の回収は、本事業の対象外となります。
35	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	101	1		4_8_5_(3)	解体の工事監理は建築のみの対応で、非常駐で宜しいでしょうか。	事業者の提案によります。
36	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営			871		<(資料-2)業務要求水準書_第4章_第5節_2_(2)_⑩監視カメラ設備及び、⑩防犯・入退室管理設備>における機器故障時の更新費用の負担についてのご質問です。<実施方針質問回答No.667>では、「ある設備の全部、または部分の更新については振興会により実施され、点検の中で実施される部品交換や部分補修等については事業者により実施される」とお示しいただきました。加えて、<建築保全業務共通仕様書_第2編_第2章_第1節_1.1.3保守の範囲>に故障機器の交換まで記載されておりません。つきましては監視カメラ設備、防犯・入退室管理設備について点検時に故障機器が発見された際の更新 (機器交換) は、不適切な維持管理その他事業者の責に帰する事由による予測し難い機器の更新となった場合を除き、振興会様の費用負担により実施いただけるという理解でよろしいでしょうか。	【資料-2】「業務要求水準書」第5章 第1節 5. (3)⑤に定めるように、【添付資料5-1-1】「修繕に係る要求水準」及び【参考資料5-1-4】「修繕・更新周期の考え方」を参考に作成し、振興会に提出して確認を得た修繕計画書に基づく更新を想定しています。ただし、故障機器の交換は、【添付資料5-1-1】「修繕に係る要求水準」4. (3) に該当し、修繕業務となります。そのため、監視カメラ設備等については、点検時に故障機器が発見された際の更新 (機器交換) は修繕業務となります。
37	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-8	5		第1節_5_(3)_⑤修繕計画書	<(資料-2)業務要求水準書_第4章_第5節_2_(2)_⑩監視カメラ設備及び、⑩防犯・入退室管理設備>において、その機能を一瞬たりとも止めることがないよう、システムを構成する重要機器 (PC、UPS、バッテリー、録画装置 (レコーダー) 等) は、予防保全の考え方に基づいて故障する前に定期的に更新することを修繕計画書に反映させていただき、振興会様の費用負担により実施いただけるという認識でよろしいでしょうか。	予防保全のための交換も故障機器の交換と同様と考えられるため、修繕業務となります。併せて、No.36の回答もご参照ください。
38	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-8	41		第1節_5_(3)_⑧地球温暖化対策計画書等	現在の地球温暖化対策計画書に係る第三者検証機関と検証費用を開示いただけますでしょうか。	第三者検証機関はアイ・ビー・テクノス株式会社、検証費用は264,000円です。
39	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	136	33		4. (2). ③	排水槽清掃に伴う汚泥処理費用については他廃棄物と同様に運搬・処理業者と契約締結されると考えてよろしいでしょうか。また、その際の費用案分の考え方についてご教示願います。	排水槽清掃に伴う汚泥処理費用については、専有の場合にはそれぞれの管理者が、共有の場合には管理組合が、運搬・処理業者と契約することを想定しています。なお、本事業における業務内容は【添付資料5-2-8】「各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準」をご参照ください。その際の費用按分については、排水槽が民間収益事業者と共有となった場合には、【資料-1-3】「事業費の算定及び支払方法」別紙1「費用負担の考え方」によって費用按分します。その場合、運搬・処理業者との契約については、民間収益事業者、管理組合等と協議となります。
40	18_(添付2-4)現状の来場者数及び来場車両台数	1	1		来場者数及び来場車両台数の内訳	「来場者数(日)」及び「来場車両台数(日)」の項目に「平均」とありますが、365日平均でしょうか。すなわち、「公演 (主催公演)」の年間の来場者数は675人×365日=246,375人、来場者台数は55台×365日=20,075台との理解でよろしいでしょうか。	来場者数については、主催公演日数の平均となります。車両台数については、ご理解のとおりです。
41	18_(添付2-4)現状の来場者数及び来場車両台数	1	1		来場者数及び来場車両台数の内訳	「来場者数(日)」とありますが、年間の累計来場者数をご教示ください。	【添付資料2-6】「来場者数データ」を追加しますので、ご参照ください。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第3回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
42	56_(添付4-10-1)大劇場 劇場単線図	6	10		舞台寸法	「添付資料4-10-1」の「ケ」に中奈落深さ4400mm程度とありますが、設備との納まりと演出で要する可動時間との兼ね合いもあるため、許容範囲があればご教示をお願いします。	中奈落の深さは必要最小限とし、許容範囲の定めはありません。中奈落の深さは、【資料-2】「業務要求水準書」に記載のとおり、『小迫り及び花道スッポンに出演者が立った状態で乗り込んだ場合に客席から見えない深さを確保する。』また、『中奈落と同じレベルに揚幕通路を確保し、揚幕室及び仮花道揚幕室までの経路を確保する。』としています。ただし、実際の深さは要求水準を満たしつつ、応募者の施設計画、構造計画、設備計画によるものであるため、深さを4,400mm程度としています。深さが増すことによる危険性の増加、昇降時間の増加による実用性の低下などを踏まえたうえで提案してください。
43	56_(添付4-10-1)大劇場 劇場単線図	6	11		舞台寸法	「添付資料4-10-1」の「コ」に奈落レベル上部有効寸法 7273mmとありますが、7273mm以上は確保しつつ、舞台面からの深さに許容範囲があればご教示をお願いします。	奈落の深さは必要最小限とし、許容範囲の定めはありません。奈落の深さは、【資料-2】「業務要求水準書」に記載のとおり、『奈落面の深さは、高さ6,364mmの大道具パネル等を専用の引枠（馬立：大道具を載せる面は、タイヤ接地面から303～500mm高）に載せて、大劇場の奈落大迫り乗り場口から奈落面を通り、小劇場の奈落大迫り乗り場口まで自由に移動できるものとする。』としています。ただし、実際の深さは要求水準の条件を満たしつつ、応募者の施設計画、構造計画、設備計画によるものであるため、高さ6,364mmの大道具高さ引枠キャストの高さを考慮し、深さ（有効寸法）を7,273mmとしています。深さが増すことによる危険性の増加、昇降時間の増加による実用性の低下などを踏まえたうえで提案してください。
44	59_(添付4-10-4)大劇場 舞台吊物表・仕様表	2				No.3の前舞台天井可変昇降装置3は、過積載表示に○が書かれていますが、No.4と5の装置には○が書かれていません。一般的には積載荷重の無い装置には過積載の機能は付いていませんが、今回はNo.3のみ付けるという解釈でよろしいでしょうか。	『No.3前舞台天井可変昇降装置3』に過積載表示は必要ありません。なお、【添付資料4-10-4】「大劇場 舞台吊物表・仕様表」を訂正しますので、訂正表をご確認ください。
45	59_(添付4-10-4)大劇場 舞台吊物表・仕様表	2				No.16上とNo.16下の美術パトン2延長パトンの積載荷重が900kgになっていますが、美術パトン3以降の延長パトンは170kg以下に軽減されています。900kgでよろしいでしょうか。	『No.16上とNo.16下の美術パトン2延長パトン』の積載荷重を130kgに訂正します。なお、【添付資料4-10-4】「大劇場 舞台吊物表・仕様表」を訂正しますので、訂正表をご確認ください。
46	59_(添付4-10-4)大劇場 舞台吊物表・仕様表	2				No.38ボーダーライト3とNo.47ボーダーライト5の名称に、(上手・中央・下手)と書かれていますが、昇降装置は1台でパトンのみ3分割させるという意味でしょうか。	該当するボーダーライトの名称の後に『(上手・中央・下手)』とありますが、これは照明負荷回路の名称であり、パトン自体は分割する必要はありません。
47	59_(添付4-10-4)大劇場 舞台吊物表・仕様表	2,3				速度0～90m/分で、制御方式INVの装置は、最低速度を完全な0にすることが困難となります。最低速度を0.1m/分で提案することは許容されますでしょうか。	速度(m/分)に関しては、0≒0.1m/分として読み替えても構いません。なお、【添付資料4-10-4】「大劇場 舞台吊物表・仕様表」を訂正しますので、訂正表をご確認ください。
48	59_(添付4-10-4)大劇場 舞台吊物表・仕様表	2,3				美術パトンや幕パトンは積載荷重1000kg、速度0～90m/分とありますが、1000kgの物を90m/分の速度で昇降させることが必須でしょうか。吊荷重によって速度制限を設けるシステム(1000kgで30m/分、800kgで60m/分、300kgで90m/分を上限速度とするシステム)を使用できれば、電源容量を抑えられるメリットがあり、こういったシステムを提案することは許容されますでしょうか。	要求水準の記載を基本とし、詳細は協議により決定することとします。
49	59_(添付4-10-4)大劇場 舞台吊物表・仕様表	3				No.88大アッパーホリゾンタイトの同期運転の欄に○が書かれていますが、直入れ制御のため同期運転は不可となります。同期運転を除外してもよろしいでしょうか。	対象機器の同期運転欄の『○』を削除し、同期運転適用外とします。なお、『No.17 ライトブリッジ1(BL1・AL)』と併せて【添付資料4-10-4】「大劇場 舞台吊物表・仕様表」を訂正しますので、訂正表をご確認ください。
50	69_(添付4-11-4)小劇場 舞台吊物表・仕様表	2				速度0～90m/分で、制御方式INVの装置は、最低速度を完全な0にすることが困難となります。最低速度を0.1m/分で提案することは許容されますでしょうか。	速度(m/分)に関しては、0≒0.1m/分として読み替えても構いません。なお、【添付資料4-11-4】「小劇場 舞台吊物表・仕様表」を訂正しますので、訂正表をご確認ください。
51	69_(添付4-11-4)小劇場 舞台吊物表・仕様表	2				美術パトンや幕パトンは積載荷重700kg、速度0～90m/分とありますが、700kgの物を90m/分の速度で昇降させることが必須でしょうか。吊荷重によって速度制限を設けるシステム(700kgで60m/分、300kgで90m/分を上限速度とするシステム)を使用できれば、電源容量を抑えられるメリットがあり、こういったシステムを提案することは許容されますでしょうか。	要求水準の記載を基本とし、詳細は協議により決定することとします。
52	78_(添付4-12-3)演芸場 舞台吊物表・仕様表	2				No.14のAL2の同期運転の欄に○が書かれていますが、直入れ制御のため同期運転は不可となります。同期運転を除外してもよろしいでしょうか。	対象機器の同期運転欄の『○』を削除し、同期運転適用外とします。なお、【添付資料4-12-3】「演芸場 舞台吊物表・仕様表」を訂正しますので、訂正表をご確認ください。
53	87_(添付4-15)建設工事費コスト管理計画書の内容及び提出時期	1	3		工種別内訳表	提出時期「A.入札時」の表記がありますが、「参考資料4-17工種別内訳表の参考例」の項目で科目別内訳(建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事、劇場関連設備工事、外構等、解体工事の内訳まで)を提出する必要がありますか。それとも、「様式15-4入札金額の内訳」の内訳のみでよろしいでしょうか。	【添付資料4-15】「建設工事費コスト管理計画書の内容及び提出時期」に記載の『工種別内訳表』については、提出時期の『A.入札時』の提出は必要ありませんので、『A.入札時』を削除します。訂正表をご確認ください。
54	99_(添付5-2-6)運転・監視及び日常点検・保守業務に係る要求水準	1	6		2.業務実施体制	運転・監視及び日常点検・保守業務責任者及び副責任者の資格要件を緩和いただけないでしょうか。本施設に常駐する人員となるため、業務経験・知識及び他業務との調整能力やマネジメント能力を有する人員を配置すべきであると考えますが、資格要件が厳しく現状では資格ありきで人員を選定することになり、最適な人員の配置を配置することが出来ず、振興会と民間事業者双方にとってメリットの少ない要件であると考えます。	原文のとおりとします。なお、当該業務については、『本事業専任の業務責任者を配置すること。』としており、常駐を必須の要件とはしていません。配置された業務責任者の指揮・監督下で実施される業務として想定しています。調整能力やマネジメント能力を有する人員の配置については、事業者の積極的な提案を期待しています。
55	99_(添付5-2-6)運転・監視及び日常点検・保守業務に係る要求水準	1	7		2.業務実施体制	「配置すること」とは、国立劇場又は国立能楽堂など現地に「駐在」させることではなく「選任する」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	103_(添付5-2-10)作業環境測定・照度測定に係る要求水準	1	3		2.業務実施体制	作業環境測定士・照度測定業務責任者を第一種又は第二種 作業環境測定士の有資格者とする要件を緩和いただけないでしょうか。作業環境測定士は作業環境測定法施行令第1条に定められる指定作業場における作業環境測定において必要となる資格であり、本事業においては法令上必要な資格ではないと考えます。	原文のとおりとします。
57	107_(添付5-2-14)什器・備品リスト普及発信施設	1	1		表14-1	「什器・備品リスト普及発信施設」に照明設備について書かれていないため、具体的な設備仕様があればご教授いただけますでしょうか。特に無ければ事業者提案でよろしいでしょうか。	要求水準を満足する範囲において、事業者の提案によります。
58	108_(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	5	1		2_(1)_③_b.交通誘導	<実施方針質問回答No.742>において「交通誘導員はあくまでも敷地内での誘導であり、道路に出た交通誘導(警備業法の2号警備)ではない」とお示しいただきましたが、新しい国立劇場はこれまでより多くの人が訪れる施設となるため、タクシーを含め多くの車両が敷地外へ列を作る等が想像できます。上記事情から<警備業務に係る要求水準_5項_2_(1)_③_b.交通誘導>に記載されている「歩行者及び車両の交通整理並びに誘導」や「終演時のタクシー呼び入れ」を履行するためには敷地外での対応が高い確率で必要となることから、警備の要求水準に本敷地への車両出入口への交通誘導員の配置を定めていただけますでしょうか。なお、要求水準として定めていただけない場合、警察等からの指導があり敷地外での交通誘導業務が必要となった際には、振興会様が当該業務を実施されるという理解でよろしいでしょうか。	前段については、原文のとおりとします。併せて<入札説明書に関する第2回質問回答>No.731の回答をご参照ください。交通誘導については、事業者の創意工夫のもと安全かつ効率的に計画し実施してください。後段については、振興会から事業者へ業務内容を指示したうえで、臨時的な警備配置ポストの増・時間の延長に係る費用については、振興会で負担します。ただし、追加費用等の詳細は、事業者が提案した警備ポストの単価を参考に、事業契約の締結後、振興会と事業者で協議のうえ、振興会が定めます。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第3回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
59	109_(添付5-3-2) ICカード作成業務に係る要求水準	2	1		2_(3)_② 職員証ICカードの仕様	<本添付資料2_(3)_②職員証ICカードの仕様>には「ICカードのIDと職員番号・氏名の対照表(以下、対照表データ)を、電子データで職員証と同時に納入すること。」や「顔写真をJPEG形式に変換しCD-R等のメディアに記録したもの(以下、顔写真データ)を職員証と同時に納入すること。」とありますが、対照表データや顔写真データは個人情報ですので、持ち出した個人情報の一時紛失が報道で大きく取り上げられたこと等を踏まえると、当該情報をメディアへ記録し、送付・持ち出し等を行うことは情報セキュリティの観点から避けるべきと考えられます。上記リスクを回避するため、お預かりしたデータをセキュリティが厳重に管理されたデータセンターに保管すること並びに、事業者が作成した対照表データ及び顔写真データを振興会様のPCから業務従事者のサイト上でご参照いただくことをお認めいただけますでしょうか。	【資料-2】「業務要求水準書」第5章.第1節.5.(11)などの要求水準を満足する範囲において、当該データをデータセンターに保管すること、及び事業者が作成した対照表データ及び顔写真データを振興会のPCから業務従事者のサイト上で参照することについては、事業者の提案によります。
60	115_(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	4	6		1_(3)_③c.	運営スタッフ(制作職)との記載がありますが、表8-2の中にそのようなポストは見当たりません。企画・制作担当者を指しているという理解でよろしかったでしょうか。	運営スタッフ(有資格者)を指します。当該箇所を『業務責任者が不在の場合は、広報・営業担当者、企画・制作担当者、及び運営スタッフ(有資格者)』と訂正しますので、訂正表をご確認ください。
61	115_(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	7	10		3_(1)_⑤ウェブサイトを活用した文化芸術活動の多言語にコンテンツ作成等、3_(2)集客イベント等	ウェブサイトを活用した文化芸術活動の多言語にコンテンツ作成や、集客イベント等において、オンラインでの国内外への伝統文化の発信などが再整備後の新たな業務としてありますが、アウトリーチやイベント・取組自体の広報活動等も期待されているのでしょうか。	ご理解のとおりです。民間事業者ならではのノウハウや創意工夫を期待しています。
62	117_(添付5-3-10)開業準備支援業務に係る要求水準	1	9		1_(2)_①研修・リハール及びマニュアル・帳票書類作成の実施	研修・リハール及びマニュアル・帳票書類作成業務について、 a.業務期間に令和11年4月1日の国立劇場の維持管理・運営業務開始日から令和11年10月1日の国立劇場の開業までの期間に業務を行うとありますが、 c.支払に関する考え方には当該業務については、開業後の維持管理・運営費で見積もることとありますが、なぜでしょうか。 実施期間と支払対象期間が異なることに違和感がありますが、開業までの半年間で行う業務の対価をその後の20年間の維持管理・運営の当該各業務費に適宜均等に割り振って計上するというのでしょうか。	令和11年4月1日から令和11年10月1日の国立劇場の開業までの期間に発生する当該事業費は、開業後の維持管理・運営費で見積もり、維持管理・運営期間中に平準化せず、令和11年度の上期の維持管理・運営費として計上してください。
63	119_(添付5-3-12)飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準		840		1_(1)_表12-1	<入札説明書に関する第2回質問回答>No.840にて「例えば、コアタイムを満たすレストラン及びカフェ全店舗について、面積合計は600㎡、座席合計は200席を下回らないように」とありますが、コアタイムを満たさない店舗は600㎡かつ200席の外で考えるべきということでしょうか。幕間対応時間に集中してサービス提供する店舗は、他の劇場の事例等をもみても常時営業せず、観劇前後及び幕間時間に集中して営業し、前後の時間は準備対応を行っています。本件でも観劇者への豊かな食体験、限られた時間でのサービスを考えると営業の自由度を許容いただきたいと思います。よって、コアタイムを満たさない店舗についても600㎡かつ200席の内数として提案することを許容いただけませんか。即ち、<入札説明書に関する第2回質問回答>No.840の回答を、「国立劇場内に飲食機能として〜中略〜最低各1店舗ずつはコアタイムを満たすこと。」に訂正していただけないでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段(「幕間対応時間に集中して」以降)については、原文のとおりとします。ただし、実情に応じて、要求水準を満たすことにより利用者に提供される利便性やサービス内容に影響が生じない限りにおいて、必要な要員やサービス内容を加減すること等については、事業者の提案に基づき、振興会と協議のうえ決定します。
64	119_(添付5-3-12)飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	1	22		1_(1)_*2	食事スペースを利用する方々の利用時間帯イメージをお示しいただけませんでしょうか。通常の昼食と同様の時間帯に集中するのか、もしくは通常の昼食時間帯に関係なく、演目、稽古等の合間の時間を想定されていますでしょうか。また、勤務上定められている休憩時間等ありますでしょうか。	出演者や楽屋関係者、技術スタッフなどの公演等の進行に係る利用者は、公演や稽古等の合間の時間の利用を想定しています。職員の勤務時間については、【添付資料2-3】「入居予定人数及び入居部署の勤務時間」をご参照ください。振興会の就業規程では、休憩時間は勤務時間中に1時間と定められています。
65	119_(添付5-3-12)飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	1	22		1_(1)_*2	食事スペースを利用するのは、演者、楽屋関係者以外に技術スタッフ、振興会職員等も含まれますでしょうか。すなわち、公演日・稽古日以外の仕込み、ばらし等対象日、点検日等も利用が見込まれますでしょうか。	ご理解のとおりです。また、公演日や稽古日以外の利用も見込まれると想定しますが、利用数は減ることが考えられます。
66	119_(添付5-3-12)飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	2	16		(3)飲食・物販サービス提供業務に係る費用負担の考え方	事業者が提案し国立劇場の一部を占有する場合、使用料を払うとあるが、国立劇場の建物外(敷地範囲内)に設置する提案は可能か?その場合は、国立劇場の一部占有に該当するか?	敷地範囲内に、要求水準を満たす範囲において、国立劇場の一部を関係法令上の別棟として振興会が所有するレストラン・売店を設置する場合については、【添付資料5-3-14】「飲食・物販等サービス提供業務に係る使用料」に記載の『事業者が提案し国立劇場の一部を占有して使用する場合』に該当します。なお、事業者が複合施設の一部を振興会の所有する敷地に一部占有し設置することについて、建築基準法上の用途不可分と認められる場合は、事業者の提案によります。
67	119_(添付5-3-12)飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	2	19		(3)飲食・物販サービス提供業務に係る費用負担の考え方	演者・楽屋関係者等が使用する食事スペースについては、共用スペースとして確保するものとし、食事スペースについては使用料を徴収しない。とあるが、一般のお客様が入らないバックヤードスペース(振興会等の事務所エリアを含む)も含まれるという考え方でよいか?共用スペースの定義をお示しいただきたい。	演者・楽屋関係者等が使用する食事スペースは、一般のお客様が入ることのできるエリアではありません。出演者や楽屋関係者及び振興会の職員等が、食事目的に限らず多目的に利用するスペースを想定しています。
68	121_(添付5-3-14)飲食・物販等サービス提供業務に係る使用料	1	14		表14-1	飲食業務の歩合使用料の算定に用いる料率が15%とありますが、民間施設における賃料と比較すると非常に高い料率です。10%程度としていただくか、料率については提案事項とさせていただきますでしょうか。	料率は実績を基に設定したものであり、原文のとおりとします。
69	121_(添付5-3-14)飲食・物販等サービス提供業務に係る使用料	1	14		表14-1	自動販売機運営業務の歩合使用料の算定に用いる料率が45%と非常に高い料率が設定されていますが、事業者が水光熱費や諸経費を負担することを考慮しますと事業者の利益よりも振興会へ支払う歩合使用料の方が高額となる可能性があります。料率を低減するなど再考いただけませんか。	料率は実績を基に設定したものであり、原文のとおりとします。
70	121_(添付5-3-14)飲食・物販等サービス提供業務に係る使用料	1	22		2.一時使用に係る使用料	入札説明書・同添付資料等の訂正表(第2回)において「ショップ(一時使用)において弁当、軽食及び飲料を販売する場合の料率は、ショップ運営業務の料率を使用する。」となっておりますが、例えば、ハワイエなどでワゴンや仮設店舗にて弁当等販売(一時使用)を行った場合、歩合使用料の料率は12%でしょうか。	ショップの運営業務として一時使用(弁当、軽食及び飲料の販売を含む。)した場合における料率は12%を適用します。
71	121_(添付5-3-14)飲食・物販等サービス提供業務に係る使用料	1	22		2.一時使用に係る使用料	入札説明書・同添付資料等の訂正表(第2回)において「ショップ(一時使用)において弁当、軽食及び飲料を販売する場合の料率は、ショップ運営業務の料率を使用する。」となっておりますが、飲食提供業務を行う事業者が、レストラン・カフェ以外の場所(例えば、ハワイエなどで、ワゴンや仮設店舗にて弁当等販売(一時使用)を行った場合、歩合使用料の料率は12%でしょうか。	飲食提供業務を行う事業者が実施した場合は15%を適用します。併せてNo.70の回答をご参照ください。
72	121_(添付5-3-14)飲食・物販等サービス提供業務に係る使用料	1	22		2.一時使用に係る使用料	ショップ(物販)業務とレストラン(飲食提供)業務の両方を行う事業者が、ハワイエなどにおいてワゴンや仮設店舗にて弁当等販売(一時使用)を行った場合、歩合使用料の料率は12%でしょうか。	【添付資料5-3-12】「飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準」1.(4)において『飲食・物販等サービス提供業務に係る収入及び支出については各店舗別に区分経理し、適切に収支を管理すること。』としていますので、店舗別に歩合使用料の料率を適用します。
73	121_(添付5-3-14)飲食・物販等サービス提供業務に係る使用料	1			表14-1 自動販売機運営業務	自動販売機の歩合使用料の算定に用いる料率が45%となっておりますが、公立施設等での料率が一般的には20%前後が主流のため非常に高く、独立採算でも運営が厳しいと予想されますので、料率の引き下げをご検討いただけないでしょうか。	No.69の回答をご参照ください。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第3回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
74	122_(参考2-1)計画敷地測量図	1				本件土地の境界確定状況と確定箇所の分かる資料を開示頂けますでしょうか？あわせて境界確認書を締結していれば開示頂けますでしょうか？	事業契約締結後、事業者に提示します。
75	122_(参考2-1)計画敷地測量図	1				本件土地のうち越境・非越境となっているものがあれば内容・対象箇所が分かる資料を開示頂けますでしょうか？	事業契約締結後、事業者に提示します。
76	123_(参考2-2)首都高地下道路の位置図他関連資料	1				本内容は権利設定の分かる契約書を開示頂く事は可能でしょうか？また、地下道路以外に地役権、区分地上権等権利設定があれば教えて頂けますでしょうか？	事業契約締結後、事業者に提示します。
77	123_(参考2-2)首都高地下道路の位置図他関連資料	1				本内容以外に地下埋設物がありましたら教えて頂けますでしょうか？	公表した資料以外に振興会で把握している資料はありません。
78	139_(参考4-6)振興会が行った事前協議の概要	2	37		開発事業に係る住環境整備推進制度	外構は原則、振興会の専用使用権を設定することになっていますが、「開発事業に係る住環境整備推進制度」上の地域貢献施設として広場状空気を位置付ける場合、振興会様の専用使用権が設定されている広場状空地も、地域貢献施設に位置付けることは可能でしょうか。	振興会が専用使用権を設定した広場状空気を地域貢献施設に位置付けることにより、施設計画又は運用上の制約が生じる場合には認められない場合があります。
79	139_(参考4-6)振興会が行った事前協議の概要	3	42		都市計画法に基づく開発許可	「参考資料4-6 振興会が行った事前協議の概要」において、本事業は、「国が開発行為を行う場合は、協議により開発許可があったものとみなす」に準じる、とされていますが、申請者が振興会ではなくSPCになった場合でも同様に、「国が開発行為を行う場合は、協議より開発許可があったものとみなす」に準じる、という理解でよろしいでしょうか。	No.16の回答をご参照ください。 申請者について、千代田区との事前協議においてご確認ください。
80	139_(参考4-6)振興会が行った事前協議の概要	3	42		都市計画法に基づく開発許可	「添付資料4-1 都市計画等に係る条件」において、歩道状空地（幅員2m）（北側、西側の千代田区道沿い）の整備が条件となっておりますので、現況高を考慮すると一定程度の切土が発生し、本件は開発行為の対象になるものと思われます。また、外構部分は振興会様の専用使用部分となっておりますことでもありますので、開発行為に係る費用（協議関連図書作成費用など）が発生した場合、振興会様が全額負担するとの理解でよろしいでしょうか。	No.16の回答をご参照ください。
81	177_(参考5-1-2)業務実施体制案（維持管理・運営）	1			業務実施体制案	参考5-1-2でお示しいただいた維持管理運営業務の体制図は、今回の提案時に踏襲した形での組織体制を構築する必要があるか。提案により水準書を満たす形で、維持管理業務、運営業務間の体制の変更（例：維持管理業務の一部を運営業務の体制下に組み込む等）での提案は可能か	ご指摘の資料は、実施体制の検討に係る参考資料であるため、踏襲する必要はありません。 実施体制については、要求水準を満たす範囲において、事業者の提案によります。
82	179_(参考5-1-4)修繕・更新周期の考え方	1			電気設備（通信）機器	修繕・更新周期の考え方の種別に『防犯・入退室管理設備』が記載されていませんが、事業者が各種修繕計画書に反映した内容は合理性があり特段の支障が無い限りにおいてはお認めいただけ、更新については振興会様に実施いただけるという理解でよろしいでしょうか。	No.36の回答をご参照ください。
83	180_(参考5-1-5)共用部の維持管理・運営	2	4			共通使用部分の修繕費について、振興会様は修繕積立金として事前に積み立てることは可能でしょうか。	共通使用部分の修繕費のうち振興会が負担する部分については、修繕積立金等による負担方法も含め、管理組合において策定する管理規約等を踏まえて負担する予定です。
84	218_(参考5-3-14)普及イベント実施例	1	17		2. レクチャー__表1 4-2	レクチャーやワークショップに関して、複数日実施されている企画がありますが、料金費用に関してはまとめた金額という認識でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	(参考5-3-20)国立劇場ツアー参考実績				表20-1	国立劇場再整備等事業入札説明書・同添付資料等に対する訂正について（第1回）に関して公表された「参考資料5-3-20 国立劇場ツアー参考実績」で示されたツアー各回の参加者数は、複数開催日合計の人数という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	3	3		第2_1_ (2)_③_f.	千代田区開発事業に係る住環境推進制度において、地域貢献整備施設として「広場状空地等」を検討する場合、敷地内に整備する空気を対象とすることは問題ないという理解でよろしいでしょうか。 （資料-1-3_別紙1_P1_※2において、振興会の専用使用部分の対象として外構が含まれている点について確認したいと考えます。）	No.78の回答をご参照ください。
87	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	6	8			屋上緑化部分、または劇場施設と民間収益施設の両方を設置するフロアのテラス清掃・植栽管理については共用部分Bにあたるという認識でよろしいでしょうか。	ご質問の屋上緑化部分や劇場施設と民間収益施設の両方を設置するフロアのテラスを、計画上、国立劇場の利用者、民間収益施設の利用者それぞれが利用可能なエリアである共通使用部分として提案することは可能です。
88	226_(資料-4)提出書類の記載要領	23	20		第1_5_ (2)_B<各様式の記載事項>	「質の高い維持管理業務の実現方法」の記載上の留意事項として、「振興会の運用コストに関する見直し」とございますが、具体的に何に係るコストを想定されているかご教示いただけますでしょうか。	省エネルギー、省資源、地球環境及び周辺環境に配慮した計画において、振興会の運用コスト（光熱水費）にかかる見直しを記載してください。
89	226_(資料-4)提出書類の記載要領	24	26		(2) 事業提案に関する提出書類_B: 維持管理・運営に関する提出書類<各様式の記載事項>	質の高い運営業務の実現手法（普及発信施設の運営支援業務）に関する提案書B-3-1に関して、③体験展示に示された展示空間の内観図や体験展示レイアウト図は、普及発信施設に関する計画（A-6-27）に詳細を記載するとして、B-3-1に記載省略することは可能でしょうか。③体験展示をはじめ各サービスの具体的な提案で記載上の留意事項にて求められている内容は、20年間と長期にわたり重要な項目が多く、振興会様が伝わるよう端的に示すだけでも限られた紙面では非常に厳しく、そのため類似性の高い提案書紙面での表現も可能としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
90	226_(資料-4)提出書類の記載要領	26	3			【独立採算方式による実施を踏まえ、安定的かつ精緻な事業収支計画が示されている】について、飲食と物販をまとめて示さず、飲食での考えは飲食のページにて示し、物販での考えは物販のページで示すことでも良いでしょうか。	事業者の判断において、ご提案の内容で記載いただくことについては妨げません。
91	226_(資料-4)提出書類の記載要領	26	8		第1_5_ (2)_B表中_様式B-3-2_添付①飲食・物販等サービス提供業務事業収支計画	飲食・物販等サービス提供業務について飲食企業に再委託して実施する場合、支出の項目には当該企業への委託費及び水光熱費を記載すれば良いでしょうか。 様式の記載方法について確認したく存じます。	当該様式*1のとおり、飲食企業に再委託して実施する場合であっても、再委託先の事業者の支出として想定される費用を、原材料費や人件費等、可能な限り細分化して記載してください。
92	226_(資料-4)提出書類の記載要領	29	8		5_(2)_B: 維持管理・運営に関する提出書類<各様式の記載事項>	ICカードについては、一定数量により単価が変動しますが、初回や更新時などまとまった数量を発行した場合の単価か、1枚で発行した場合の単価のどちらをご提示すれば宜しいでしょうか。	異なる単価をご提案の場合には、区別して併記してください。
93	226_(資料-4)提出書類の記載要領	29	8		5_(2)_B: 維持管理・運営に関する提出書類<各様式の記載事項>	各種ICカード単価に、撮影等発行に掛かる費用は含まれますでしょうか。	含まれます。
94	226_(資料-4)提出書類の記載要領	29	8		②各種ICカード作成単価	様式B3-3には「ICカード作成業務に係る、各種ICカードの単価」を記載することが求められていますが、3種類のICカード（職員様用、訪問客用、アルバイト・常駐委託業者用）を作成するにあたって、必要となる費目（レイアウト作成料、カード単価、カード両面プリント料、場合によっては出張撮影料や技術料など）と単価が分かるように記載するという理解でよろしいでしょうか。	No.91の回答をご参照ください。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第3回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
95	226_(資料-4)提出書類の記載要領	31	35		5_(2)_C:経営管理に関する提出書類<各様式の記載事項>	「運営業務に係る関心表明書等は様式B-3」との記載がありますが、飲食物販サービスの事業者の関心表明を指しておりますでしょうか。普及発信の制作業務など、その他の業務に関する有識者への関心表明などを検討しておりますが、添付することは可能でしょうか。	飲食・物販等サービスの事業者の関心表明を取得した場合は、【様式B-3-2】の添付資料として提出してください。また、その他の業務に関して関心表明等を取得した場合は、対応する様式の添付資料として提出することは可能です。併せてNo.96の回答もご参照ください。
96	226_(資料-4)提出書類の記載要領	34			第1_5_(2)_C-C-4	応募者が提案する貸付料（提案貸付料）に関し、貸付料の算定根拠等の記載が求められております。こちらはあくまで地代の鑑定評価の添付等を求めているものではなく、付帯事業の事業性等を勘案し、振興会の示す基準貸付料を上回る提案をする場合、その根拠を示せばよいという理解でよろしいでしょうか。	鑑定評価等の添付を求めるものではありませんが、提案貸付料を算定した根拠資料を提出してください。
97	226_(資料-4)提出書類の記載要領	36	5		2.企業名の記載	提案書には企業名は記載出来ないとのことですが、専門家や有識者などの人物名、地元組織や活動団体などの団体名についても記載できないとの理解でよろしいでしょうか。また、添付可能な関心表明書も同様に企業名だけでなく、人物名や団体名は記載出来ないとの理解でよろしいでしょうか。さらに、記載できない場合、様式15-6「応募者構成企業等一覧表」に人物名や団体名を記載して確認出来るようにした方がよろしいでしょうか。	前段について、提案書には、企業名だけでなく、専門家や有識者などの人物名、地元組織や活動団体などの団体名についても記載しないでください。関心表明書についても同様です。後段については、ご理解のとおりです。
98	226_(資料-4)提出書類の記載要領					提案書様式B-3-3について、枚数は1枚となっておりますが、設問項目が多岐にわたり、1枚で表現することが難しい状況です。文字の大きさなどの定めもあり、コンソ内部で時間をかけて検討してきた提案内容を提案書に盛り込むことが難しい状況です。そのため、提案書様式B-3-3については、提案書の枚数を2枚に変更いただけませんか。	原文のとおりとします。
99	226_(資料-4)提出書類の記載要領				様式C-3添付①	令和4年度の施設費に係る消費税等の欄が入力項目となっているが、前払金に該当するため記載は要しないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、令和4年度の施設費に係る消費税等の入力は不可と訂正しますので、訂正表をご確認ください。
100	226_(資料-4)提出書類の記載要領				様式C-3添付①	施設費Bに係る割賦手数料は、入札用基準金利0.800%で算定するものとし、0.800%+応募者が提案するスプレッドでの算定は要しないという理解でよろしいでしょうか。	施設費Bに係る割賦手数料率は、0.800%+応募者が提案するスプレッドとし、応募者が提案するスプレッドは、【様式C-3添付③】「初期投資計画及びその他の費用の内訳」G列30行目に記載してください。
101	226_(資料-4)提出書類の記載要領				様式C-3添付①	普及発信施設の展示等運営人件費の欄が令和6年度から令和10年度まで斜線が引かれているが、令和10年度に当該費用が発生する場合、令和6年度から令和10年度までの期間で平準化した金額を、斜線を削除して各年度の欄に記載するという理解でよろしいでしょうか。	振興会は事業者からのサービス提供に対する対価として事業費を支払うため、普及発信施設の展示等運営人件費は国立劇場が開業する令和11年度上期から計上することとしています。そのため、サービス提供されていない期間の斜線を削除しないでください。仮に事業者による事前準備として令和10年度に人件費が発生する場合、【様式C-3添付②】「事業収支計画」の事業者の費用科目として令和10年度に計上することは妨げません。また、それらの費用相当を提案価格に反映することについては、事業者の提案に委ねますが、令和11年度上期以降の普及発信施設の展示等運営人件費を平準化してください。なお、普及発信施設の企画・制作業務費は、令和11年度上期においては開業準備支援業務費として計上しますので、訂正表のとおり【様式C-3添付①】「事業費の内訳（収入計画）」は訂正します。
102	226_(資料-4)提出書類の記載要領				様式C-3添付②	施設費に関する収入の記載が施設費Aと施設費Bに分かれているが、工事の進捗が早く令和9年度までに大部分の収入を計上した場合の令和10年度の記載方法について、令和10年度の施設費Aの支払額が大きいことから、施設費Aがプラス金額、施設費Bがマイナス金額という関係となってしまうが、そのような記載方法で問題ないかご教示ください。	事業者による工事の進捗によらず、振興会が支払う施設費Aについては【資料-1-3】「事業費の算定及び支払方法」の表2.に示す各年度の金額が上限であり、これを上回る施設費に係る収入を施設費Aに計上することはできません。施設費Aの金額を超過する施設費については、施設費Bによる割賦払いによる収入として計画してください。そのため、施設費Bがマイナス表記となることはありません。
103	226_(資料-4)提出書類の記載要領				様式C-3添付②	事業者の収入となる「飲食・物販等サービス提供業務に係る収入」に関する記載欄がないが、【様式B-3-2添付①】「飲食・物販等サービス提供業務事業収支計画」には実際に実施する運営事業者の収支を記載し、【様式C-3添付②】には適宜項目を追加してSPCの収支を記載するという理解でよろしいでしょうか。	<入札説明書に関する第2回質問回答>No.963の回答をご参照ください。
104	226_(資料-4)提出書類の記載要領				様式C-3添付④	<資金調達の内訳>及び<調達条件別内訳>における「調達割合(%)」は、どのような算式で求めればよいのか。自己資本合計及び他人資本合計を100%とするのか、それとも資金調達総額を100%とするのか、ご教示ください。	資金調達総額を100%としてください。
105	226_(資料-4)提出書類の記載要領				様式C-3添付④	<資金調達の内訳>における「資金提供者名」の欄は、<調達条件別内訳>において資金提供者名を記入している場合は記載を要しないという理解でよろしいでしょうか。	『<調達条件別内訳>』に資金提供者名を記入している場合においても、『<資金調達の内訳>』における『資金提供者名』の欄に資金提供者名を記入してください。
106	226_(資料-4)提出書類の記載要領				様式C-3添付④	<調達条件別内訳>における自己資本の「調達期間」の欄はどのように記載すればよいのか。事業期間終了後に株主への払い戻しが想定される期日を記載するという理解でよろしいでしょうか。	自己資本をSPCに投下した時点から株主に払い戻しが想定される期日の期間で設定してください。
107	226_(資料-4)提出書類の記載要領				様式C-4添付①	付帯事業は、新たに法人を設立せず、構成員又は協力企業の複数社による共同事業として実施することを考えております。その場合の様式C-4添付①は、各社毎に作成する必要はなく全社合算で作成することでよろしいでしょうか。	全社合算で作成することで構いません。
108	226_(資料-4)提出書類の記載要領				様式C-4添付①	付帯事業は、新たに法人を設立せず、構成員又は協力企業の複数社による共同事業として実施することを考えておりますが、構成員又は協力企業の各社における付帯事業に係る資産負債を把握することが困難であり、貸借対照表を作成することが難しい状況です。そのような場合でも貸借対照表を作成する必要があるのかご教示ください。	ご質問のような提案の場合に、貸借対照表の作成は不要です。
109	226_(資料-4)提出書類の記載要領				様式C-4添付①	付帯事業は、新たに法人を設立せず、構成員又は協力企業の複数社による共同事業として実施することを考えております。その場合の様式C-4添付のうち、*5の「各年度は4月から翌3月までを原則とし、これによらない場合は会計年度の期間を明記すること。」とございますが、当事者企業それぞれの会計年度が異なる場合にこれを4月から翌3月まで、もしくは任意の会計年度を明記し統一すればよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
110	226_(資料-4)提出書類の記載要領				様式C-4添付①	付帯事業は、新たに法人を設立せず、構成員又は協力企業の複数社による共同事業として実施することを考えております。その際、各当事者企業における会計方針が異なる場合にはこれを統一の上で損益計算書および貸借対照表を作成する必要があるのかご教示ください。	付帯事業の収支計画が、実態に即してできるだけ正確に確認できるものとし、会計方針については応募者にてご判断ください。
111	226_(資料-4)提出書類の記載要領				様式C-4添付①	*2として、「賃料等収入の設定根拠は別シートで作成し、部門ごとに「賃料単価等（賃貸可能面積、賃料単価）、空室等損失、年間賃料収入、敷金・保証金等」を記載することあります。「資料-5 事業者選定基準」のP.23上、付帯事業の事業収支計画について付帯事業に係る固有のリスクに対する感度分析等が求められておりますが、賃料等収入の設定根拠に関する感度分析等を行う必要があるという理解でよろしいでしょうか。	【資料-5】「事業者選定基準」の当該記載は、必ずしも「賃料収入等」に対する感度分析の提出を求めているものではありませんが、付帯事業の実施にあたり想定されるリスクを踏まえた事業収支計画が妥当かつ堅実な内容であることを評価するという主旨で記載しています。
112	226_(資料-4)提出書類の記載要領				様式C-4添付①	付帯事業は、新たに法人を設立せず、構成員又は協力企業の複数社による共同事業として実施することを考えております。その際、貸借対照表については任意の様式での提出を要請されておりますが、提出にあたり表示科目の詳細の程度（どのレベルまで細部に作成をすべきであるのか）についてご教示いただけますでしょうか。	No.107の回答をご参照ください。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第3回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
113	227_(資料-5)事業者選定基準	23			C-4. 付帯事業に係る提案	「資料-5 事業者選定基準」のP.23上、提案内容において「ホテルの品格を含む」との記載がありますが、例えば具体的な審査機関における格付けや当該格付けにおける最低要求水準などの想定があればご教示いただけますでしょうか。	評価にあたってホテルに対する具体的な格付け等の水準を定めているものではありません。
114	227_(資料-5)事業者選定基準	24	5		第5_3_(3)_⑤貸付料の提案金額の評価方法	VFMを算定したモデルプランの考え方について、空地率、高さ制限、動線、劇場の舞台レベルの制約等により、民間収益施設の土地代に見合う、貸し床面積が確保できず苦慮しています。本事業のVFMを算定したモデルプランでは、民間収益施設の面積は利用可能な床面積を最大限確保した前提で算定されたのでしょうか。また、特定事業者選定時における公表資料において「なお、貸付料の水準は事業者の提案に委ねられていることから、このVFMの数値には付帯事業から得られる貸付料による収入は加味していない。」とありますが、基準貸付料以上の金額において事業者に委ねられているという意図でしょうか。	前段について、事業計画の検討にあたり想定した内容については、事業提案に関わるため、回答は控えさせていただきます。後段については、基準貸付料以上の金額による貸付料を想定しています。
115	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」は入札説明書等の定義には含まないのではなく、優先度を入札説明書等より下げた位置付けとするよう見直しただけではないでしょうか。振興会様と応募者側でお互い相当な労力を費やして1,155件もの確認作業を行ったのにも関わらず、それらの全てが入札説明書等に反映されている訳でもない状況で再度確認作業を行うことに疑問を感じます。当該回答を基に入札参加を決めている企業もあり、無効とすることを見直しただけではないのであれば、その理由を示していただけないでしょうか。	事業契約は、入札公告以降の入札書類を対象として契約を締結するものであるため、「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」等の入札公告以前の書類は、入札説明書等の定義には含まれません。
116	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.3の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【資料-2】「業務要求水準書」第5章.第2節.4.(1)④において什器・備品を確認して報告書を提出する業務を規定しており、本事業では維持管理業務に位置付けています。
117	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.10の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	建設業務に係る光熱水費は、事業者が直接インフラ企業へ支払います。建設業務終了後は、飲食・物販等サービス提供業務を含め、すべての光熱水費を管理組合において支払い、振興会、事業者、民間収益事業者に使用量に応じた負担額を請求することを想定しています。
118	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.15の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	付帯事業以外の業務の実施にあたって、振興会に対して土地利用に関する保証金や地代を支払う必要はありませんが、【添付資料5-3-12】「飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準」に記載のとおり、飲食・物販等サービス提供業務の実施にあたっては、使用料を振興会へ支払う必要があります。
119	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.16の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	民間収益事業者の立場である者が運営企業の一部として、飲食・物販等サービス提供業務を実施することは可能です。
120	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.18の前段の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	『振興会は、事業者に対して有償にて国立劇場の一部を飲食・物販等サービス提供業務において使用することを許可する。』とは、事業者が国立劇場の一部を占有して使用する場合に「使用料」という名目で振興会に支払うことを示しています。なお、飲食・物販等サービス提供業務は、振興会が事業者に対して当該部分の使用の許可を行うことにより実施されるものであり、賃借権を設定するものではありません。
121	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.25の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	事業提案書作成説明会は、既に一次審査通過者を対象に個別に実施しています。なお、事業提案書作成説明会の実施結果の公表は予定していません。
122	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.28の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	事業提案書作成説明会は、既に一次審査通過者を対象に同じ条件で実施しています。
123	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.35の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	提案資料に提案時又は事業期間中に支援・助言を受ける専門家・学識者・著名人・コンサル企業等の具体名を記載することは認められません。
124	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.47の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	『全ての入札参加者の入札価格が予定価格を超えている場合は、再度入札を行う。』際には、提案内容の変更を認めたくて再度入札を予定しています。なお、提案内容を変更する場合には変更された提案内容により審査を行います。
125	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.55の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	株式の譲渡については、譲渡相手先の適性、当初の事業提案に対する履行可能性、当該構成員が担当する業務の引継計画等、本事業の継続性・安定性等を勘案し、個別具体的な事象の内容を踏まえて振興会が判断します。なお、事業期間中の株式の譲渡をあらかじめ計画している場合は、提案時点で当該方針を示すようにしてください。その場合は、譲渡段階において特段の事由がない限り、提案書に記載した株式の譲渡計画を承諾することを原則とします。事業者の株式に対する担保権の設定は、事業者の資金調達上、必要であることを認識していますので、金融機関等と締結する直接協定において判断することを予定しています。
126	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.58の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	応募者となる付帯事業を実施する企業は、民間収益施設を所有する企業を想定しており、民間収益施設の建物管理に係る委託先やテナント等が応募者を構成することは想定していません。
127	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.59の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	応募者の構成については、「入札説明書」4.(1)をご参照ください。
128	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.61の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	No.127の回答をご参照ください。
129	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.63の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	応募者の構成員又は協力企業の変更については、「入札説明書」6.(4)及び関連する質問回答をご参照ください。
130	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.64の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	No.125の回答をご参照ください。また、事業契約終了後の株式の譲渡又は融資への条件はありません。
131	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.67の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	代表企業は本事業の入札等の手続を担いますが、事業者(SPC)が設立され、事業契約締結後においては、「代表企業」としての立場や役割は定めていません。
132	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.68の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	No.131の回答をご参照ください。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第3回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
133	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 69の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	代表企業の出資比率は、構成員のうち最大である必要はありません。
134	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 72の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 131の回答をご参照ください。
135	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 73の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 131の回答をご参照ください。
136	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 74の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	対象とする質問の主旨が不明であるため、回答できません。
137	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 76の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 131の回答をご参照ください。
138	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 78の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	応募者を構成する企業は、「入札説明書」4. 競争参加資格(1)応募者の構成④ア～カのいずれかの業務に携わる必要があるため、いづれにも該当しない業務のみを担う企業が応募者を構成する企業となることは認められません。
139	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 82の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	応募者の構成については、業務範囲を明確にしたうえで、各業務を分担することは可能です。
140	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 88の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	舞台関連設備の施設整備業務、舞台関連設備の維持管理業務は、どちらも専門性の高い業務であり、当該業務を担う企業数が限られることから、各応募者の構成への影響に配慮し、応募者の構成員、協力企業になってはならないと規定したものです。
141	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 89の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	施設整備業務の一部である舞台関連設備の施設整備業務を担う企業は、応募者を構成する構成員又は協力企業とすることは認めないという主旨であり、舞台関連設備の施設整備業務を含む建設工事一式を建設企業が請け負ったうえで、下請負として舞台関連設備の業者に当該業務を委託してください。
142	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 93の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	舞台設備のオペレーション（操作）を実施する企業は、本事業の対象外で、振興会が直接調達する業務です。
143	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 96の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	<入札説明書に関する第1回質問回答>No. 11をご参照ください。
144	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 106の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	令和3年度に「国立劇場再整備における普及・発信機能に係る検討業務」を発注しており、令和3年11月29日に振興会ホームページで「国立劇場再整備に係る普及・発信機能に係る検討業務」の報告書を公表していますので、ご参照ください。 なお、これらの資料は、実施方針及び要求水準を構成するものではありません。
145	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 113の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	複数の企業で工事を分担する場合においても、「入札説明書」4. 競争参加資格 (4)建設企業の参加資格要件 ②により、すべての企業が①を満たしている必要があります。
146	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 123の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	運営業務における各業務を複数の企業が分担して行う業務においては、各企業が担う業務に必要とされる資格を有していることが条件となります。
147	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 142の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	施設見学及びプレストラン利用に関して学校団体のデータは把握していませんが、参考までに青少年を対象とした公演の入場者数（集町地区・伝統芸能分野）は以下となります。 令和2年度5,611人(1公演25回)、令和元年度117,760人(3公演115回)、平成30年度135,489人(3公演114回)、平成29年度137,370人(3公演114回)、平成28年度130,639人(3公演114回)
148	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 143の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	東京都都市計画一団地の官公庁施設の変更に係る都市計画の案を縦覧に供した際に意見の提出がありましたので、その意見の要旨をご参照ください。（東京都庁の都民情報ルームにおいて、令和4年11月28日まで意見書の要旨を含む第234回東京都都市計画審議会本審資料を閲覧可能です。）
149	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 146の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	これまで、さくらまつり開催時における周遊シャトルバス運行への協力（主体：千代田区観光協会）や皇居周辺における文化施設マップ作製（主体：振興会）などの取組みがあります。
150	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 147の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	既存樹木の移植に関して【資料-2】「業務要求水準書」第4章. 第5節. 1. (16)⑨f.及び第4章. 第8節. 4. (2)⑨を満足したと認められる場合は、枯損の帰責を事業者に求めることはありませんが、枯れた場合は、提案の外構計画に沿って、同種樹木を植栽してください。
151	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 149の前段の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	国立能楽堂の修繕業務は本業務の対象外となります。
152	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 159の前段の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	施設整備の提案において、建物が既存首都高を跨ぐ計画とすることについては、首都高速道路株式会社との協議が前提となりますが、可能と考えています。 施設整備の条件については、【参考資料2-2】「首都高地下道路の位置図他関連資料」をご参照ください。
153	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 166の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	提案書提出前の地盤調査は不可とお考えください。
154	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 168の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 153の回答をご参照ください。
155	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 170の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 153の回答をご参照ください。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第3回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
156	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 173の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	必要に応じて自ら地盤調査を行う時期は、事業契約後、既存施設から仮移転先への移転時期までの間の調査実施時期については、振興会との協議によります。
157	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 174の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	自ら地盤調査を行う際の費用を事業費に含めることについては、地盤調査の必要性を含め、事業者で判断してください。
158	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 176の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約後、既存施設から仮移転先への移転期間までの間において、移植準備工事（根回し）のための周辺樹木の伐採は想定していません。同期間中にやむを得ず伐採が必要な場合は、振興会との協議によります。
159	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 184の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	『当施設をSPC所在地として使用、登記』については、当施設が何を指すか不明ですが、民間収益施設内であれば可、国立劇場については不可とします。
160	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 191の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【資料-2】「業務要求水準書」第3章. 第1節. 4. 総括代理人の統括する『各業務』の中に「付帯事業」は含まれません。総括代理人の担当範囲は、国立劇場施設整備業務、国立劇場及び国立能楽堂の維持管理業務、国立劇場及び国立能楽堂の運営業務、振興会が行う別途工事、業務への対応とします。
161	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 197の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	「入札説明書」4. (1)④ア～カに示す業務は応募者を構成する企業（構成員又は協力企業）が実施する必要がありますが、これにSPCの経営管理業務は含まれません。しかし、SPCの経営や事業全体の統括や調整等を担うため、基本的には事業全体を把握している構成員又は協力企業が担うべきものと認識しています。なお、SPCを組成した段階において、「代表企業」としての立場や役割は定めていません。
162	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 208の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【資料-2】「業務要求水準書」第3章. 第2節. 4 (2)の『事業者又は選定企業が保険契約を締結する場合を含む』について、選定企業の場合は本事業に関する保険契約との理解で構いません。
163	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 220の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	『隣接地区も含めた景観の形成に関する行政等との事前協議』については、事業者の判断によります。なお、皇居及び一団地の官公庁施設の区域に隣接していること等を踏まえ、景観協議は設計段階において可能な限り早期に着手するよう、行政機関より要請を受けています。
164	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 223の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	『公式式典の具体的な内容』については、これまでに行った主な公的式典としては、天皇陛下御在位記念式典、日本国際賞授賞式、東日本大震災追悼式、叙勲勲章伝達式などがあります。
165	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 230の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	『最高裁判所との視線交錯』については、最高裁判所の窓等開口部への配慮等を示します。
166	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 233の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	『積極的に木造化及び木質化を図る』については、構造を一部木造とすることも可とします。
167	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 237の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	『国立劇場が専用使用する駐車場の自走式』については、不特定の利用者が想定されることから、利便性、安全性及び運用面の配慮が必要であることや、維持管理費用の削減の理由から、自走式に限定した計画としています。
168	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 240の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	『バリアフリー緩和面積』については、例えば「バリアフリー緩和面積が1,000㎡の場合、振興会の専有部分及び専有使用部分50,500㎡の上限に対し、51,500㎡としても良い、という意味と捉えて構いません。
169	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 241の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	『バリアフリー緩和面積の算定』については、容積率緩和を目的としたものではありません。緩和の対象となる面積算定の基準を取り入れた面積の算定方法を採用しているものであり、算定にあたっては東京都容積率の許可に関する取扱い基準を参照ください。
170	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 242の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 169の回答をご参照ください。
171	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 244の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 167の回答をご参照ください。
172	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 248の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	『グランドロビーと各劇場のホワイエ』については、「グランドロビーから屋外に出ることなく各劇場のホワイエに直接アクセスできる」という認識で構いません。
173	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 251の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	『グランドロビーの入場時間制限』については、No. 164の回答に記載する公的式典の開催時等に制限をかける場合があります。
174	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 253の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	ここでいう『東西の前面道路をつなぐ車両動線』とは、敷地内通路という理解で構いません。
175	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 257の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	『警察官詰所』について、現在の貸地面積は8.65㎡であり、同程度の規模を予定しています。
176	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 275の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	首都高速道路株式会社との提案までの事前相談はご遠慮ください。仮設計画立案にあたっては、【参考資料2-2】「首都高地下道路の位置図他関連資料」に基づき提案してください。
177	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 278の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	既存杭等の処理について、既存杭のほか、既存地下躯体、山留め壁等は含まれますが、総体として、地盤の健全性・安全性を維持するために存置するものであることが必要です。
178	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 279の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	『官庁施設の基本的性能基準に準拠』については、国立劇場の専有部分及び専用使用部分に加え、共通使用部分にも適用となります。
179	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 282の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	雫町換気所の修景工事については、首都高速道路株式会社が発注する設計及び工事の各段階において、国立劇場の修景としての確認等を予定しています。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第3回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
180	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 284の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	CASBEEについて、認証取得は不要ですが、第三者機関による評価結果を確認できるようにする必要があります。
181	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 290の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	『安全性に関する性能』については、一体的、総合的に評価し、明らかに国立劇場側の安全性に関する性能に影響を及ぼさない場合については、ご理解のとおりです。
182	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 291の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	水、非常用簡易トイレ、アルミブランケット等の物資及び救助用資機材などについては、振興会の負担で用意します。
183	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 292の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	物資及び救助用資機材の調達・更新費用は事業範囲外です。併せてNo. 182の回答をご参照ください。
184	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 295の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【資料-2】「業務要求水準書」第4章.第4節.3.(1).③.cに示す帰宅困難者への対応において、「行政機関から協力要請があった場合及び利用者以外の帰宅困難者が支援を求めてきた場合」等、事業者が業務範囲を超えて対応した場合の増加費用については、【資料-1】「事業契約書(案)」第36条不可抗力による措置により処理することになります。また、「支障のない範囲」とは、観客の一時受入れを最優先とすることを意味しています。
185	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 299の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	60m未満の場合で、構造種別(耐震・制振・免震)によらず、大臣認定の取得は必要となります。
186	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 303の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	制振構造とした場合の層間変形角について、1/125程度とすることは可能です。なお、【資料-2】「業務要求水準書」第1章.第2節.により事業者が提案した事業計画が要求水準を上回るものについては、要求水準の一部として扱います。
187	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 308の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	電力供給が途絶しない計画として想定している重要機器は、関係法令等に定めのある機器類、電話交換装置、中央監視装置、監視カメラ、通信機器、給水ポンプ、排水ポンプ及び【添付資料4-5】「各室性能表」に記載の事業継続に必要な機器などです。
188	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 309の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	法定点検時においても電力供給が途絶しないようにすべき対象室及び機器については【資料-2】「業務要求水準書」などをご参照ください。また、上記などに記載していないものであっても、事業者が必要と考えるものについては、事業者の提案によります。
189	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 312の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	避難安全検証法を使用する場合について、大臣認定を取り直すことになった場合の費用負担について、間仕切等の変更が本事業に付随するものであれば事業者の負担となりますが、振興会が行う間仕切等の変更による場合は振興会の負担となります。
190	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 314の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	改修及び交換の履歴情報等について、公表資料のほかには資料はありません。来歴に関わらず、再利用をご検討ください。なお、既存施設の舞台で使用している木材は、要求水準書で規定する床面材質と同等です。
191	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 316の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【参考資料4-2】「絵画等リスト」に記載している絵画等の原位置から保管場所までの移転、一時保管、保管場所からの新設置場所までの移転は、本事業には含まれません。
192	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 318の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	保守管理に利用する屋上出入口等について、二重扉は必須ではありません。
193	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 319の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	屋上出入口について、日常的に使用する出入口には風除室を設ける必要があります。
194	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 323の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	英語の併記は必須とし、その他の言語については「観光立国実現に向けた多言語対応の強化・改善のためのガイドライン(平成26年3月、観光庁)」を参考に、協議により決定することとします。
195	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 325の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	『誘導サインについて、新たなデザインを提案する。』こととしていますが、誘導サインの作成及び設置は本事業の対象外です。
196	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 327の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 195の回答をご参照ください。なお、既存のサインの差替を想定していますが、詳細は設計段階において協議することとします。
197	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 330の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	大型バス駐車スペースは、地上の平面駐車場として計画してください。
198	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 331の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	車両待機スペース、大型バス駐車スペース及び身体障害者用駐車場については、地上平面駐車場として計画することが必須要件です。
199	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 332の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	『地上平面駐車場』とは、屋根のない屋外の駐車場という理解で構いません。
200	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 333の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	『(a)車両待機スペース：5台』については、【資料-2】「業務要求水準書」第3節.1.(6)『正面側に設けたエントランスの見通しの良い位置に、車両待機スペースを確保する。』と記されたものと同じ意味です。
201	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 334の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	『(a)車両待機スペース：5台』及び『(c)身体障害者用駐車場：2台』については、身体障害者用駐車場2台以上を車両待機スペースの要求台数に含めて5台以上を確保するものとして計画しても構いません。
202	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 341の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	敷地の一部に警察官詰所スペース等を確保することについては、振興会が使用者に貸地することを予定しています。
203	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 342の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 202の回答をご参照ください。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第3回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
204	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 352の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	貸借用の中型車は、振興会から関係者への貸地を予定しています。これらのスペースを確保したうえで、外構計画の提案をしてください。
205	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 355の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	説明板(碑)の設置は、本事業外となります。
206	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 364の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	『ゴンドラ等を整備』については、外部のメンテナンスが安全かつ効率よく実施できることを前提に、箇所に応じてゴンドラ以外の対応も検討可能です。
207	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 368の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	機器及びシステムは、導入時点で高水準になるように計画してください。
208	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 369の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	『だれもが利用できる電気自動車の充電スポット』については、公用車を除き課金します。料金については、振興会が定めます。料金収受方法については、利用者の利便性に配慮して、料金収受の方法を設定し、利用者から収受した料金は、事業者の責任において徴収・管理し、振興会に納付することとします。
209	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 370の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	『商用電源停止時においても自家発電装置により、国立劇場に電源供給ができるものとする。』への対応は、国立劇場の事業継続を踏まえた計画としてください。
210	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 372の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	高圧変電設備は、各劇場を除く国立劇場施設、各劇場施設、各劇場舞台設備機器及び民間収益施設の用途ごとに変電設備を設置し、同一電気室内に2以上の用途の変電設備を設置する場合には、分割して用途ごとに設置することを基本としますが、構成を変更する場合は振興会との協議によります。
211	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 373の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	劇場施設の変電設備に設置する変圧器は、一般用電灯、一般用動力、調光用電灯、舞台照明用、舞台音響用、吊物機構用、舞台機構用及び空調用動力の用途ごとに分けて設置することを基本としますが、一般用動力と空調用動力を統合する場合は振興会との協議によります。
212	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 374の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 211の回答をご参照ください。
213	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 377の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	中継車の台数は、7台程度を想定しています。
214	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 378の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	モバイル内線電話システムのデバイス(携帯電話、PHS、スマートフォン等)の初期調達は本事業の対象です。また、更新については振興会が別途調達します。
215	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 382の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	携帯電話等の新機種への対応については、完成・引渡し時の直近で判断することになりますが、業務計画書等において対応機種等について、協議・確認し対応願います。完成・引渡し後の対策については、振興会が別途対応します。
216	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 388の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	『駐車場料金体系を5つ以上に分類』は、①職員・関係者(有料)、②出演者・研修講師(無料)、③一般来場者(利用に応じて割引)、④その他、⑤民間施設利用者(提案)の5つを想定しています。
217	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 389の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 216の回答をご参照ください。
218	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 393の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【資料-2】「業務要求水準書」第4章. 第5節. 2. (2) ㉔警察用無線設備に記載のあるものについては、本事業内で実施してください。 なお、【資料-2】「業務要求水準書」第4章. 第5節. 2. (2) ㉔警察用無線設備の一部を訂正しますので、訂正表をご確認ください。 また、アンテナケーブルの配線、無線用アンテナ・無線機器等の設置工事については別途工事です。
219	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 394の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【資料-2】「業務要求水準書」第4章. 第5節. 2. (2) ㉔警察テレビ設備に記載のあるものについては、本事業内で実施してください。 なお、警察テレビ設備の配線、機器設置工事等については別途工事です。
220	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 395の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	警察庁テレビ中継車の駐車位置は【資料-2】「業務要求水準書」第4章. 第5節. 2. (2) ㉔b. で記載しています。 なお、大型バス駐車スペースを警察庁テレビ中継車の駐車位置に規定する場所に設置する場合には、兼用することも可とします。
221	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 397の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	現在の収蔵品は以下となります。 図書(単行本、逐次刊行物、筋骨・番組、台本、上演資料集)、写真(ポジ、ネガ、ディスク、紙焼き)、映像(映像フィルム、録音テープ)、音声(録音テープ、レコード、CD)、印刷物(チラシ、ポスター)、資料(文献、人形、番付、版画、黒御簾帳、照明プラン、扮装図鑑)、絵画、その他
222	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 398の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	室内温湿度条件の相対湿度数値について、上下限値の制限はありません。
223	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 403の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	便除菌クリーナーは衛生消耗品に含まれ、振興会で負担します。
224	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 406の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	不活性ガス消火設備に関して、消火剤噴霧時に特段の配慮が必要な収蔵物は想定していませんが、機器及び収納物に影響を与えないものとしてください。
225	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 409の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	『自動的に運転速度を変更するなど、運転モードを変更できる機能を有するもの』とは、可変速運転を例示として記載していますが、運転モードを変更することなどにより効率的な運転が可能となるものとしてください。
226	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 410の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	騒音・振動測定における具体的な条件設定は、事業契約後、計画段階において振興会と協議のうえ決定するものです。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第3回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
227	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 416の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 207の回答をご参照ください。
228	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 418の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	『小劇場への11tトラック寄り付き搬入口を大劇場の舞台または奈落経由』とすることについては、大劇場の公演時にも小劇場への搬入を行える提案としてください。
229	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 419の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	国立能楽堂、国立文楽劇場、新国立劇場及び国立劇場おきなわからインターネット回線を利用して送出されたデータのデータ処理機材（デコーダー）の仕様は、事業者の提案によります。 なお、国立文楽劇場及び国立劇場おきなわの機器は、NTTエレクトロニクス株式会社製、MVE5000-ASI及びMVD5000-ASIが設置されています。
230	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 423の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	室が必要な場合、他室と兼用することを想定しています。なお、本事業には字幕表示のオペレーションに関する業務は含まれません。
231	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 424の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	室が必要な場合、他室と兼用することを想定しています。なお、本事業にはオーディオガイドに関する業務は含まれません。
232	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 431の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	席数は本花道・仮花道の両方を設置しない状態での席数を規定しています。
233	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 436の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	座席を取り外したスペースは、宙乗りなどの演出目的、映像記録・音響調整等の基地設営、臨時車椅子スペース設営等に使用することを想定しています。 また、座席を取り外したあとは、スロープ又は段床のままで結構ですが、金物等の突起物がない状態としてください。
234	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 437の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	各劇場ともすべての座席を取外し可能としてください。
235	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 438の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	貴賓席への動線は、中央ブロック下手側からのアクセスを原則とします。
236	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 439の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	『コインロッカー室のホワイエ付近のグランドロビー側への設置』については、設置台数の比率は事業者の提案によりますが、グランドロビー側に設置した場合においても、ホワイエ側に相当数のコインロッカーを計画してください。
237	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 440の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	小劇場にも貴賓席は必要です。【資料－2】「業務要求水準書」第4章.第6節.3.(1)④d.及び【添付資料4－7－1】「舞台各室の性能特記事項」をご参照ください。
238	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 441の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	特別室等に関わる動線のセキュリティへの配慮については、ルートの長さとともに、一般来館者や舞台関係者の動線と極力重ならないなどの配慮が必要となります。
239	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 453の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	3つの劇場にそれぞれ専用の楽屋口が必要となります。なお、楽屋出入口（楽屋エントランス）は劇場共通とする提案も可とします。
240	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 455の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	『劇場楽屋から研修エリアに至る導線への配慮が必要』については、出演者が研修エリアにスムーズに移動ができる配置が望ましいとの意味であり、出演者が研修講師を務めるため、楽屋から研修エリアへの動線の配慮を求めたものです。
241	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 458の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	『データロガーを設置し、温湿度環境のモニタリングを行えるものとする。』との記載は、当該モニタリングも維持管理業務の運転・監視及び日常点検・保守業務の一つに含まれます。
242	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 460の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	展示物で最大の寸法のもの、事業者の提案によるものを除いては、【参考資料4－2】「絵画等リスト」にある鏡獅子となります。
243	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 461の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものを除いては、展示資料は収蔵庫に収蔵する予定です。
244	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 464の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	『展示ケース』については、エアタイト仕様とするのは企画展示室のみであり、体験展示室については事業者の提案によります。
245	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 465の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	『展示ケースの保守管理』については、展示物が入っていない場合も含めて、ケースの内外とも本事業の維持管理業務の対象としています。
246	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 467の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	レクチャー室における業務内容については【添付資料5－3－8】「普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準」3.(1)②及び3.(3)をご参照ください。 講座、上映会、ワークショップ・レクチャー、レセプション、小規模の実演については、普及イベントとして振興会が企画し、事業者は実施支援を行うこととしています。 事業者の支援内容は、3.(3)③に示すとおり、参加者の確認・案内を行うこととしています。 また、事業者が主催する集客イベントについては、公演や伝統芸能に関連するイベントによって、これまで劇場に来たことがない人を呼び込むものとして、事業者の利用を認めています。なお、振興会が主催するプログラム以外とは限定しておらず、事業者の提案によります。
247	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 468の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	必要な什器・備品があれば追加する可能性があります。【資料－1－3】「事業費の算定及び支払方法」第1.2.表1.により、業務量による対価を支払います。
248	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 474の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	ユニークベンチャー、その他広報事業として活用する際の利用料や広告料の考え方については、あらかじめ事業者へ情報提供のうえ、振興会が決定します。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第3回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
249	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 485の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【添付資料4-5-8】「普及発信各室性能表」において託児室を設けることとしていますので、民間収益施設における設置の有無に関わらず、国立劇場内への託児室の設置は必要です。
250	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 492の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	『実施設計中、振興会の求めに応じて関連団体等への対応に必要な資料を作成する。』については、施設を使用する芸能関連団体に対する劇場及び関連諸室の説明に必要な図面等の資料の作成を想定しています。(例：現状とのスペック比較表、劇場、楽屋、稽古場、研修施設などの図面作成)
251	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 493の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	振興会から発注される別途工事は、現時点でLAN工事以外に具体的に想定しているものではありません。また、振興会以外から発注される別途工事は、No. 218及びNo. 219の回答をご参照ください。
252	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 494の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	『試作品(モックアップ)について、設計段階において振興会と協議し適宜対象を追加する』ことの追加されたモックアップの製作費用については、事業者の提案内容に応じて、性能、意匠等の要求水準の確認を要することが想定できる対象については、あらかじめ見込むよう計画してください。
253	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 495の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	『その他、振興会との協議により定める対象』については、事業者の提案に応じて意匠、性能等の要求水準の確認を要する対象を想定しています。
254	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 496の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	『点群データによる3D計測、3Dモデル化』については、既存国立劇場の外部、本館内部(ホワイエ、大小劇場及び劇場に関する諸室、楽屋、稽古場等)及び演芸場内部(ホール、ホワイエ、劇場及び劇場に関する諸室、楽屋等)の3D計測データ(点群)を実施し、3Dモデル化(3Dモデル(カラー)、CADデータ変換)を実施します。データは元データ及びビューワーが可能なデータとし、VR体験等にも活用することを目的としています。
255	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 498の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	BIMデータについては、事業者の提案によります。
256	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 499の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	提案においては、第4期中期目標、中期計画及び令和4年度年度計画を参考としてください。事業開始後においては、その時点における最新の中期目標、中期計画及び年度計画を参考としてください。
257	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 500の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	第4期中期目標、中期計画及び令和4年度年度計画は策定済みです。第5期中期目標及び中期計画の策定予定時期は令和4年度末で、その後も5年ごとに策定します。
258	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 513の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【添付資料5-2-8】「各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準」における『衛生消耗品』とは、トイレトペーパー、石鹼液等を指します。令和元年度の実績は以下のとおりです。 (1)国立劇場 トイレトペーパー：約21000巻 ペーパータオル：約7800袋(200枚/袋) 石鹼液：約10缶(18キログラム/缶) 手指消毒液：約100本(500ml/本) 300Lポリ袋：約5400枚 120Lポリ袋：約200枚 90Lポリ袋：約6900枚 45Lポリ袋：約4800枚 18Lポリ袋：約4500枚 8Lポリ袋：約20000枚 排水口用ダスポン：約3000枚 三角コーナー網ネット：約5300枚 便座除菌クリーナー：約10個(3L/個) (2)国立能楽堂 トイレトペーパー：約2700巻 ペーパータオル：約2300袋(200枚/袋) 石鹼液：約2缶(18キログラム/缶) 手指消毒液：約20本(500ml/本) 90Lポリ袋：約1200枚 45Lポリ袋：約1600枚 20Lポリ袋：約1000枚 排水口用ダスポン：約150枚 三角コーナー網ネット：約1000枚
259	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 514の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【資料-2】「業務要求水準書」第5章、第1節、1.(2)④『感染症拡大防止のため各種衛生対策に努めること』としています。 清掃業務における消毒作業は、【資料-2】「業務要求水準書」第1章、第5節、1.並びに【添付資料5-2-8】「各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準」6.(2)及び7.(3)をご参照ください。また、劇場については「興行場等における衛生環境の維持管理について(厚生労働省)」による技術的助言もご参照ください。
260	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 517の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	確認申請が必要な大規模修繕・模様替は含まれません。また、【添付資料5-1-1】「修繕に係る要求水準」に示す更新業務は振興会で行います。
261	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 523の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	劇場字幕機器設置サービス、無線ポータル字幕機の提供、舞台運営支援業務の発注方法は未定ですが、本事業には含まれません。
262	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 525の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	休館日すなわち「創立記念日(7月1日)及び年末年始(12月29日から翌年1月1日)」を除く日に常駐する統括責任者について、統括責任者が休暇等で不在の場合は、統括責任者補佐が代替者として常駐してください。
263	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 529の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	統括責任者等が常駐主に執務する場所は、国立劇場については、事業者提案によります。国立能楽堂については、現有施設を利用してください。
264	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 534の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	統括責任者補佐の業務及び維持管理・運営に係る各業務の要求水準を満たす範囲において、統括責任者補佐が各業務の業務責任者と兼任することは可能です。
265	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 535の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【資料-2】「業務要求水準書」第5章、第1節、3.(3)において、『振興会が常時事業者との連絡が可能な体制を確保すること』とありますが、『常時』とは全日になります。休館日についても、連絡が可能な体制を確保してください。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第3回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
266	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 536の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【資料-2】「業務要求水準書」第5章. 第1節. 3. (3)の『業務提供時間帯』とは、各業務の要求水準において定める業務提供時間としています。
267	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 537の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【資料-2】「業務要求水準書」第5章. 第1節. 3. (3) 振興会との連絡体制に示す、『振興会が常時事業者との連絡が可能な体制を確保すること』の『事業者』とは業務従事者を含む全体の体制を指します。また、『連絡が可能な体制』とは、維持管理業務及び運営業務に従事する者との連絡が可能であり、振興会からの連絡内容に応じて必要な対応をとることができる体制を指します。
268	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 543の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【資料-2】「業務要求水準書」第5章. 第1節. 3. (9) BCPに対する対応に示す、『被災建築物応急危険度判定士登録者』は、事業者に所属する判定士登録者である必要はありません。
269	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 558の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	管理組合の設立に必要な準備業務や管理組合運営は本事業で委託する業務範囲には含まれません。管理組合の設立前の準備作業は民間収益事業者の費用と責任で行ってください。管理組合設立後の組合運営に係る業務については管理組合において判断するものと認識しています。
270	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 562の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【資料-2】「業務要求水準書」第5章. 第2節. 1. (1) ⑦に記載の点検・保守及び確認の周期について、【資料-2】「業務要求水準書」第5章. 第1節. 5. (1)では、『適用する内容は、～当該条件を満たすことを条件に、維持管理の頻度・方法等は基準類が示す仕様以外の仕様とすることができる。』としており、当該条件を満たす限りにおいて基準類が示す仕様によらないことが可能です。
271	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 575の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	オーディオガイド（イヤホンガイド）のレンタル業務は、本事業の維持管理・運営業務の対象ではありません。
272	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 582の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	飲食・物販等サービス提供業務は、振興会が事業者に対して当該部分の使用の許可を行うことにより実施されるものであり、賃借権を設定するものではないため、転貸することはできませんが、再委託については可能です。 なお、各業務における第三者の使用等については、【資料-1】「事業契約書（案）」第17条をご参照ください。
273	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 593の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	引渡し時期の変更は認められません。
274	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 612の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	イベントスペースや広場でのイベントで使用する資材や毎年使用する備品（鏡開きやさくらまつりなど、季節に合わせた装飾）などを保管するスペースについては、事業者の提案によります。併せてく入札説明書に関する第2回質問回答>No. 535をご参照ください。
275	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 618の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	特高電気室、自家発電機室、高圧電気室、受水槽室、衛生機械室、排水処理室、熱源機械室、消火ポンプ室/ポンベ室、空調機械室/ファンルーム、EV機械室の時計表示については、【添付資料4-5-10】「施設設備・交通部分各室性能表」のとおり設置してください。
276	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 620の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	外部騒音・振動等に関して実態調査に基づく騒音・振動源が、『各室の設定室内騒音下において影響しないこと』については、『騒音源による入射音の、各室中央部分における測定値が、各室内騒音値より5dB以上低い（もしくは測定できない）こと』と考えて構いません。 また、騒音・振動測定における具体的な条件設定は、事業契約後、計画段階において振興会と協議のうえ決定するものです。
277	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 625の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 230の回答をご参照ください。
278	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 628の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 231の回答をご参照ください。
279	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 630の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 231の回答をご参照ください。
280	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 633の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	楽屋共通の食事スペースは、楽屋に食堂などは不要で、50名程度が同時に食事できるフリースペースを設置することで構いません。
281	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 634の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	ピアノ庫の広さについては、スタインウェイD-274型1台を収納し、調律等の作業が可能なスペースを周囲に確保してください。
282	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 635の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	『ピアノ庫は個別の湿度調整が可能な別の場所に設けることの提案』については、大劇場及び小劇場の舞台への搬入に支障がなければ可能です。
283	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 636の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	ピアノ庫については、大劇場及び小劇場共通のピアノ庫とします。
284	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 637の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 271の回答をご参照ください。
285	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 638の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 271の回答をご参照ください。
286	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 639の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【添付資料4-7-5】「客席・ホワイエ各室の性能特記事項」に記載のコインロッカー室について、大劇場、小劇場、演芸場にそれぞれではなくグランドロビーへの集約化については、設置台数の比率は事業者の提案によりますが、グランドロビー側に設置した場合においても、ホワイエ側に相当数のコインロッカーを計画してください。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第3回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
287	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 640の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 271の回答をご参照ください。
288	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 642の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【添付資料4-7-5】「客席・ホワイエ各室の性能特記事項」共通（客席・ホワイエ）に記載の事務室について、大劇場、小劇場、演芸場にそれぞれではなく集約化することについては、各劇場での来場者サービス提供に支障がなければ可能です。
289	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 649の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	郵便関係室は、各部門単位での集約化よりも、総務課管理室と近接する条件を優先してください。
290	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 650の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	案内業務のスタッフ控室については、『P-1事務室（大劇場）』、『P-2事務室（小劇場）』、『P-3事務室（演芸場）』を想定しています。
291	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 653の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	大劇場と小劇場、演芸場に搬入用エレベーターの兼用については、【資料-2】「業務要求水準書」第4. 第6節. 1. (5)③をご参照ください。
292	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 654の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	振興会と楽屋の乗用エレベーターを兼用することは不可です。
293	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 655の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 292の回答をご参照ください。
294	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 656の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 43の回答をご参照ください。
295	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 664の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	仮設事務所に設置する備品は事業費の一部（入札価格）に含まれます。
296	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 667の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【添付5-1-1】「修繕に係る要求水準」における更新等については、<入札説明書に関する第2回質問回答>No. 632の回答をご参照ください。
297	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 668の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 36の回答をご参照ください。
298	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 683の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	各業務責任者を維持管理・運営企業の本社スタッフ等とすることは可能です。ただし、常駐・非常駐ともに勤務形態については、要求水準によります。
299	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 684の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	自衛消防組織要員について、すべての業務従事者が自衛消防技術認定の資格者（講習受講者）である必要はなく、事業者の提案によります。
300	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 691の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	1階配膳室のグリストラップは、0.045㎡とします。その他の容量は、図面の寸法を優先します。
301	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 692の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	国立劇場における定期点検等及び保守業務に係る要求水準において、管球・点灯管については、国立能楽堂と同様に振興会より支給します。
302	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 693の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【添付5-2-3】「植栽管理に係る要求水準」において、『造園施工管理技士1級の有資格者』については、常駐は求めていません。また、要求水準を満たす範囲で、構成企業や協力企業からの再委託先からの選任も可能です。
303	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 696の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【添付5-2-4】「国立劇場舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準」において、要求水準を満たす範囲で、本業務を担当する維持管理企業（構成員・協力企業）への再委託も可能です。
304	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 702の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【添付5-2-5】「国立能楽堂舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準」において、『振興会と協議のうえ、増員も可能とする。』としていますが、協議の結果増員が行われ、1日に1ポスト勤務した場合の年間330ポストを超えるときは、サービス対価も増額となります。増額協議については、【資料-1-3】「事業費の算定及び支払方法」第5. 1. によります。
305	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 711の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【添付5-2-10】「作業環境測定・照度測定に係る要求水準」において、『第一種又は第二種作業環境測定士の有資格者を業務責任者として配置』と記載していますが、常駐は求めていません。また、要求水準を満たす範囲において、構成企業や協力企業からの再委託先からの選任も可能です。
306	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 713の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【添付5-2-12】「什器・備品一覧」において、調達の考え方の『C 既存施設にあるもの』に該当する什器備品の取外しや移転、一時保管、据え付けなどの業務は、本事業の対象外です。また、清掃作業中の設備機器等の不具合等の確認については、【添付資料5-2-8】「各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準」4. (3)②c. をご参照ください。
307	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 714の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【添付5-2-12】「什器・備品一覧」において、調達の考え方の『C 既存施設にあるもの』に該当する什器備品の日常保守・更新・修繕は、本事業の対象外です。併せて、No. 306の回答をご参照ください。
308	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 715の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【添付5-2-12】「什器・備品一覧」において、調達の考え方の『E 別途施設整備業務にて整備するもの』に該当する什器備品を調達する費用は、事業費の算定上、施設整備費となります。
309	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 716の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【添付資料5-2-12】「什器・備品一覧」において、国立劇場に必要な家電については、振興会の負担で調達します。
310	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 722の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	譜面台は、【添付資料5-2-13】「什器・備品リスト 舞台備品（大劇場、小劇場、演芸場）」ではなく、【参考資料5-2-2】「什器・備品リスト 一般什器・特殊什器・家電」に含まれています。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第3回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
311	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 723の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【添付資料5-2-14】「什器・備品リスト 普及発信施設」において、検索用PC端末や図書資料複写用複合機は、本事業の対象外です。また、収蔵庫に必要な棚については、【資料-2】「業務要求水準書」第4章. 第7節. 5. (3)及び6. (2)⑥、【添付資料4-7-7】「調査資料各室の性能特記事項」をご参照ください。閲覧室に必要な什器・備品は、【参考資料5-2-22】「什器・備品リスト 一般什器・特殊什器・家電」に含まれています。
312	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 727の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【添付資料5-3-1】「警備業務に係る要求水準」において、業務責任者は国立劇場と国立能楽堂併せて1名選任し、施設の業務を指揮する者を各施設それぞれ選任することを想定しています。
313	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 729の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【添付資料5-3-1】「警備業務に係る要求水準」において、各ポストの配置時間には休憩及び仮眠時間が含まれています。
314	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 730の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【添付5-3-1】「警備業務に係る要求水準」における、『国立劇場内及び敷地内巡回』は、全日9時～翌9時の時間帯において常に巡回していることを必須としておりません。事業者提案により都度必要な時間帯に巡回してください。
315	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 735の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【添付資料5-3-1】「警備業務に係る要求水準」における機械管理とは、人員による管理ではなく、システム機器による管理としています。
316	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 739の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【添付5-3-1】「警備業務に係る要求水準」において、『VIP来場時の対応について既存体制で対応することができない場合』等、振興会の依頼による臨時的な警備配置ポストの増・時間の延長については、費用を振興会で負担します。ただし、追加費用等の詳細は、事業者が提案した警備ポストの単価を参考に、事業契約の締結後、振興会と事業者で協議のうえ、振興会が定めます。
317	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 741の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【添付資料5-3-1】「警備業務に係る要求水準」における、緊急電話対応の内容については、【資料-2】「業務要求水準書」第5章. 第1節. 3. (6)における緊急事態発生時の電話対応を想定しています。
318	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 742の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【添付5-3-1】「警備業務に係る要求水準」において、交通誘導はあくまでも敷地内での誘導であり、道路に出た交通誘導ではありません。併せて、No. 58の回答をご参照ください。
319	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 744の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【添付資料5-3-1】「警備業務に係る要求水準」において、夜公演がある日の出演者等の車両がすべて出庫する時間は、通常、公演終了後1時間程度となっています。
320	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 745の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【添付資料5-3-1】「警備業務に係る要求水準」において、駐輪自転車等の整理には放置自転車処分も含まれ、処分費用は、振興会が負担します。また、処分方法は、振興会と協議することとします。
321	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 749の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【添付資料5-3-2】「ICカード作成業務に係る要求水準」では、初回発行を含め5回納品（更新回数は4回）を想定しています。
322	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 750の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【添付5-3-3】「公演来場者受付・案内等業務に係る要求水準」において、要求水準を超えるレベルのスタッフ配置が必要な公演が発生した場合には、振興会において個別に契約手続を行います。
323	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 751の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準を超えるレベルのスタッフ配置が必要な公演が発生した場合の調達方法については、振興会において個別に契約手続を行います。
324	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 753の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	本業務の範囲は、貸公演・主催公演を問わず、【添付資料5-3-3】「公演来場者受付・案内等業務に係る要求水準」によります。なお、本要求水準に示している業務以外に借主から依頼があった場合には、借主の負担となります。
325	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 754の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【添付資料5-3-3】「公演来場者受付・案内等業務に係る要求水準」第2 3. (2)に示されているポスト数に配置される人材は、要求水準を満たす範囲において、他の業務と兼任できます。
326	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 757の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【添付5-3-3】「公演来場者受付・案内等業務に係る要求水準」において、5. 放送業務の『アンケート実施、物品販売ほか、関係部署との打合せ』については、物品販売を含む関係部署との打合せの場に同席を求めることとしています。
327	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 765の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【添付5-3-4】「電話受付案内業務に係る要求水準」において、要求水準を満たす範囲において、チケット電話予約受付と他の業務と兼ねることは可能です。
328	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 771の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【添付5-3-6】「チケット販売支援業務に係る要求水準」において、予約システムを振興会で所有することは想定しておりません。事業者で提案した予約システムを使用してください。
329	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 772の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【添付資料5-3-6】「チケット販売支援業務に係る要求水準」において、現状の予約システムは令和6年3月31日で契約満了を迎え、同契約において調達しているPCやプリンターなどのデバイスは返却します。
330	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 773の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【添付資料5-3-6】「チケット販売支援業務に係る要求水準」において、国立文楽劇場における発券機の管理は振興会にて対応します。
331	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 822の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【添付5-3-12】「飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準」において、飲食・物販等サービス提供業務に携わる企業は、要求水準を満たす企業であれば民間収益施設のレストランやカフェの運営担当企業と同一企業でも差し支えありません。
332	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 825の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【添付資料5-3-12】「飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準」において、国立能楽堂に現在設置されている自動販売機は、令和6年3月末で撤去されますので、事業者で設置してください。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第3回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
333	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 826の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	飲食・物販等サービス提供業務で使用する施設の修繕については、【添付資料5-1-1】「修繕に係る要求水準」に定めるとおり実施いただき、事業費として振興会が負担します。また、振興会が事業費(什器・備品調達業務費)の一部として負担した食事スペースに設置する机及び椅子の更新については、振興会が負担します。
334	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 827の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【添付5-3-12】「飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準」において、『飲食・物販等サービス提供業務で使用する施設の整備費用は、事業費(施設費)の一部として振興会が負担する』との記載がありますが、その内容は、レストラン、カフェ、食事スペース、ショップの床・壁・天井などの躯体と内装に係る費用となります。
335	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 835の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【添付5-3-12】「飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準」において、インターネットによる通信販売については、国立劇場のホームページにおいて販売用サイトのリンクを記載する等、振興会が必要な協力は行いますが、通信販売を行うための販売用サイトについては、事業者自身でご準備ください。
336	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 838の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【添付資料5-3-12】「飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準」において、開発したオリジナルグッズは、民間収益施設の店舗でも販売可能です。
337	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 864の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【参考資料4-3】「敷地アクセス図・階層構成図」については、計画の一例を示しているものであり、適宜提案は可能です。
338	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 891の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	電話受付案内業務に係る年間の間合せ件数について、令和元年度の実績は以下のとおりです。 国立劇場：約24,000件 国立能楽堂：約9,000件
339	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 895の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【参考資料5-3-15】「さくらまつりに関する参考資料」における来場者数は以下のとおりです。 H31/3/20～4/7：約48,000人
340	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 896の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【参考資料5-3-16】「鏡開きに関する参考資料」における来場者数は以下のとおりです。 1/3販売枚数 R3年：608枚 R2年：1,307枚 H31年：1,366枚
341	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 905の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【資料-3】「付帯事業の実施条件」第2. 1. (1). ②における『生活の本拠とみなされるサービスアパートメント等も認めない』との記載については、いわゆる賃貸契約型の住宅提供サービスを認めないという趣旨で、特に具体的基準等はありません。なお、旅館業法に基づくホテル営業の範囲内で、宿泊者が長期滞在することは可とします。
342	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 907の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	民間収益施設の用途に関する提案は原則として民間収益施設内としてください。共用部分や国立劇場側の各劇場等を活用した連携に関する提案は可能ですが、提案に対して各劇場等の使用を保証することはできません。
343	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 919の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 341の回答をご参照ください。
344	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 926の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	共通使用部分の什器・備品調達業務は、入札価格に含まれません。
345	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 927の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 156の回答をご参照ください。
346	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 930の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	全体共用部分を極力小さくする主旨は、複合施設が振興会と民間の区分所有建物であることから、双方の運営の自由度を確保し、将来の修繕・更新リスク等を回避する観点からの要件です。
347	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 931の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	民間収益施設に課される地域貢献施設の整備は、民間収益施設において確保することが原則です。外構の一部の広場状空地が地域貢献施設の対象になるかについては、事業者決定後千代田区との協議によると聞いています。
348	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 932の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	地域公園整備施設の具体的な計画について、第二次審査資料提出までに、応募予定者が直接、千代田区と事前協議することについては、事業者の判断によります。
349	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 933の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者は転借地権を設定し、民間収益事業者と振興会に転貸するとの理解で構いません。
350	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 934の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者は転借地権を設定し、振興会に転貸する際、保証金及び地代の授受は発生しないとの理解で構いません。
351	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 935の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	借地面積は、事業敷地全体となります。
352	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 937の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	付帯事業の実施について、賃借権設定登記は可能です。
353	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 940の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	付帯事業の実施について、契約保証金は、定期借地権設定契約における事業者側の義務の履行を担保するための保証金の性格であり、いわゆる権利金とは異なります。そのため、事業者側に債務不履行等がない限り、貸付期間の終了時に契約保証金は返還します。なお、本事業において定期借地権の設定に係る権利金を徴収する予定はありません。
354	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 947の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	付帯事業の実施について、転借地権設定登記は可能です。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第3回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
355	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 949の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 349の回答をご参照ください。
356	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 950の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	振興会の転借地権の権利保全については、国立劇場の建物所有権（区分所有権）を登記することで権利保存することを予定しています。
357	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 952の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	定期借地権の設定期間は、複合施設が完成し、各々の区分所有者に建物が引き渡された（建物の区分所有権が発生した）時点が定期借地権の始期となり、供用開始の時期とは関係ありません。
358	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 953の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	『民間収益施設を先行して供用開始することは妨げない』とは、令和11年3月31日以降、先行して供用開始することができるという意味です。
359	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 954の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	『民間収益施設を先行して供用開始することは妨げない』とは、令和11年3月31日以降、再開場の公演までの間で、先行して供用開始することができるという意味です。
360	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 963の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	解体積立金の費用負担者及び積立主体は、事業者である必要はなく、基本的には民間収益施設の所有者である民間収益事業者と理解しています。
361	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 964の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	民間収益施設の解体撤去費用は、事業費（サービス対価）に含まれません。
362	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 966の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	解体撤去費用の積立期間は、事業期間の20年間ではなく、70年間から複合施設解体期間を除いた期間となります。
363	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 975の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	民間収益施設を複数の異なる民間収益事業者が区分所有することは可能です。
364	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 978の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 363の回答をご参照ください。
365	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 980の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	付帯事業の権利関係について、振興会の取得する転借地権については、登記することを予定しています。
366	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 981の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	付帯事業の権利関係について、転借地権の準共有については、登記は可能です。
367	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 983の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	<入札説明書に関する第2回質問回答>No. 918、922及び訂正表のとおり、原則として特定目的会社の株式譲渡によって実質的な代表者の変更となる場合には、振興会の事前承諾が必要となりますが、実質的な代表者の変更とならないマイナーな株式の譲渡については振興会の承諾は不要とし、ただし変更内容の通知が必要となります。なお、「実質的な代表者の変更とならない株式譲渡」にあたるかの判断については、振興会にあらかじめ確認をとるようにしてください。
368	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 989の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	民間収益施設の用途変更や大規模施設改変に係る振興会の承諾については、当該時点での付帯事業の実施状況や情勢、民間収益事業者が提案する用途変更や大規模施設改変等の総合的な内容を踏まえて、合理的に判断します。
369	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 990の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 368の回答をご参照ください。
370	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 994の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	共通使用部分における修繕・改修・更新については、【資料－1－3】「事業費の算定及び支払方法」別紙1「費用負担の考え方」に記載のとおり、入札価格に含まれません。
371	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 1003の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	付帯事業に係る貸付料については、権利金の支払はありません。
372	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 1016の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【資料－3】「付帯事業の実施条件」■付帯事業に係る契約形態のイメージ図の「地代」については、「貸付料」と同じ意味と考えて構いません。
373	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 1017の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【資料－3】「付帯事業の実施条件」■共用部分の管理体制のイメージに記載の共用部分Bの維持管理企業選定方法については、管理組合により決定します。
374	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 1018の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【資料－3】「付帯事業の実施条件」■共用部分の管理体制のイメージにおける管理主体は、※4により管理業務の実施者を示しています。
375	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 1019の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	民間収益事業者とテナントとの賃貸契約にあたって振興会の承諾は必要ありません。ただし、【資料－3】「付帯事業の実施条件」第2. 2. (6)のとおり、テナントに関する情報は報告する必要があります。
376	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 1020の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	共用部分Bの業務委託は、事業者の構成員である維持管理企業に委託することを想定していますが、事業者決定後に管理組合で決定します。
377	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 1025の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	共通使用部分の長期修繕計画は、管理組合の管理規約策定時に協議を踏まえて決定されます。
378	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 1044の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	事業終了時に事業者を清算し、そのための経費が生じる場合についてはご理解のとおりですが、その他の費用については、事業期間にわたって平準化して支払う点にご留意ください。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第3回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
379	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 1056の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【添付資料5-3-6】「チケット販売支援業務費」においては、「システム構築等業務、インターネット予約受付等業務、電話予約業務、販売・発券業務、会員事務局支援業務」の5つに分かれており、このうち電話予約業務のみが業務量に応じた支払になります。
380	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 1076の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	【資料-1-3】「事業費の算定及び支払方法」第2.3.(2)に示す『業務量の変化に応じた維持管理・運営費を支払う』については、【資料-2】「業務要求水準書」第5章.第1節.1.(1)④による規定となります。要求水準の変更等の理由により業務量が増減した場合、業務量の増減に応じて維持管理・運営費を支払うことを指しています。また、『業務量の実績に応じた対価を支払う』については、【資料-1-3】「事業費の算定及び支払方法」第2.3.(2)①に規定するとおり、実施した業務量に応じて維持管理・運営費を支払うことを指しています。
381	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 1124の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	本事業に模様替対応業務は含まれません。
382	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			37		事業契約終了時における民間収益事業者の地位について、落札時点にて、付帯事業者及び民間収益事業者の与信や70年定借事業を前提とした提案内容を審査した上で事業者を決定しており、かつ債務不履行があればいつでも契約解除が可能であるにも関わらず、事業契約終了時点でなければ民間収益事業者の事業安定性や地位譲渡可否を判断できない理由は何でしょうか。	<入札説明書に関する第2回質問回答>No.37は、『本事業契約終了後に付帯事業が安定的に継続すること』が、PFI事業期間中の付帯事業の実施状況、民間収益施設の運営状況を確認しなければ判断ができないという主旨で回答しています。そのため、「付帯事業者及び民間収益事業者の与信や70年定借事業を前提とした提案内容を審査した上で評価」することや、「債務不履行があればいつでも契約解除が可能である」ことにより、付帯事業の開始される前において安定的に継続することの判断は困難と考えています。
383	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			93		第2回質問回答No.93では「本事業においては事業者が本施設等の設計・施工・維持管理・運営を一括して実施するものであり、通常避け得ない事象の発生の有無、程度等についても事業者側で適切に想定し、管理することが可能であると認識しているとの理由で事業者負担とされていますが、内閣府の契約に関するガイドラインに「建設工事に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を与えた場合については、その損害賠償責任が選定事業者にあるとする考え方と、管理者等にあるとする考え方がある。PFI事業契約の締結にあたり、当事者間で、いずれの考え方が当該選定事業に相応しいかを検討し、PFI事業契約において適切に規定することが望ましい。」とありますが、お示しいただいた理由が本事業に相応しい適切な規定理由であるとは考え難いと思われまます。事業者の工事における善管注意義務違反が原因の場合等には、事業者が損害賠償責任を負うことになるかとは存じますが、それ以外の場合には当該リスクを担保するための事業費の高止まりを避けるため、どの事業者が行っても避けることのできない損害については、振興会の負担としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
384	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			331		入札説明書に関する第2回質問回答No.331について、体験展示室の什器・備品費用の計上先について確認したく存じます。【添付資料5-2-14】『什器・備品リスト 普及発信施設』に記載のある体験展示室の什器・備品（高所作業台、結界、結界収納台車、監視員用椅子）の費用は【添付資料5-3-13】『普及発信施設の運営支援業務の係る費用・収入についての考え方』記載の体験展示の展示制作・造作及び什器・備品の費用500,000千円のうちの什器・備品費用（令和11年度下期の普及発信施設の企画・制作業務費）として計上する（すなわち資料1-3記載の什器・備品調達業務費1,219,900千円には含まれない）との理解でよろしいでしょうか。 一方、様式C-3添付①の普及発信施設の企画・制作業務費の令和11年度下期以降のセルには『「事業費の算定及び支払方法」で指定した金額であることを確認すること。（全て共通）』とのコメントがあり、40,000,000円を入力することになるかと存じますが、令和11年度下期のみ同コメントに抛らず40,000,000円+当該什器・備品費用の提案費用を入力するのでしょうか。 但し、この方法だと第2回質問回答No.326によると「維持管理・運営に係る対価は、支払区分ごとに平準化して支払うこととし、維持管理・運営業務開始日から国立劇場の引渡日までと、国立劇場の引渡日翌日から事業期間の終了日までで区分したうえで、それぞれの期間においては毎年各回同額にすること」となっており、本回答に反することになりますが、令和11年度は令和12年度以降と同額でなくても構わないとの理解でよろしいでしょうか。 更に、500,000千円のうち展示・造作費は施設費（設計費、建設工事費）の一部として計上するだけで特段当該金額をいずれかの様式に入力することはないとの理解でよろしいでしょうか。	【添付資料5-2-14】「什器・備品リスト 普及発信施設」に記載のある体験展示室の什器・備品（高所作業台、結界、結界収納台車、監視員用椅子）は、【資料-1-3】「事業費の算定及び支払方法」記載の什器・備品調達業務費1,219,900千円（税抜）には含まれません。「一方」以下については、40,000,000円+当該什器・備品費用の提案費用の inputs となります。支払計画において平準化することとなりますが、ご指摘のとおり、業務量に応じて支払う業務もあることから、振興会が事業者に支払う金額については、変動することになります。「更に」以下の、展示・造作費は、施設費500,000千円に含まれますので、施設費に計上してください。改めていずれかの様式に入力する必要はありません。
385	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			355		予定価格の考え方について、第2回質問回答No.355において、劇場部分と民間収益施設部分の按分方法が訂正され、劇場部分の建設費や維持管理・運営費等にも影響があるかと存じますが、これに伴い、本事業の事業費（予定価格）も見直されたと考えてよろしいでしょうか。	予定価格については、現在示している入札条件に基づいて適切に算定する予定です。
386	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			717		駐車場の営業時間については、地下、地上ともに24時間営業と考えて宜しいでしょうか。	【添付資料5-3-1】「警備業務に係る要求水準」1.(3)②a.(b)に示すとおり、公演有無に関わらず全日9時～翌9時の業務提供を必須としますが、『3.国立劇場の駐車場管理に係る要求水準』を満たしたうえで、業務上の安全性及びセキュリティを確保できる場合は、人的対応を行わずとも機械等による業務提供の提案を可能とします。
387	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			871		長期修繕計画に基づいて設備等の更新時期になった場合、振興会に確実に更新いただけるとの認識で良いでしょうか。長期修繕計画に基づいて設備等の更新を実施いただけない場合、修繕費が増加し、事業者の負担が増加する可能性があります。修繕費の見込み方に影響するため改めて考え方を確認したく存じます。	原則として、長期修繕計画に基づき更新することを想定しています。なお、<入札説明書に関する第2回質問回答>No.632の回答に示したとおり、修繕のみでは要求水準を満足することができず、代替措置等を講じる必要が生じた場合、当該費用について振興会が負担します。
388	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			917		事業契約終了後のSPC存続コストについて、入札価格に織り込めないということは、民間収益事業者が負担することになりますが、すでに基準貸付料に織り込まれているという理解でよろしいでしょうか。織り込まれていない場合は、合理的な計算に基づいて、基準貸付料から控除頂くことを提案可能でしょうか。	事業契約終了後に協議を踏まえて民間収益事業者に、事業者の定期借地権設定契約上の地位を譲渡することを可能としており、これを前提とした提案を行うことは可能です。なお、事業契約終了後に付帯事業の実施のために振興会がSPCの存続を求めるということは、「付帯事業が安定的に継続することが期待されない」という事態であり、その場合、振興会としては、付帯事業が安定的に継続されるための手段としてSPCが存続することを想定していますが、そのためのSPCの存続費用を振興会が負担することは想定されません。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第3回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
389	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			922		<p>民間収益事業者のマイナー出資者の株式譲渡は事前承諾が必要ではなく通知で足りるでしょうか。</p> <p>第2回質問No. 922に『「区分所有権の一部又は全部を第三者に譲渡しようとする場合、振興会の事前承諾をもって」とありますが、民間収益事業者がSPC等の法人を設立し、法人の出資構成が変わることについては本条文の適用外との理解でよろしいでしょうか。』の質問に対して『当該規定の対象となり承諾が必要』との回答をいただきましたが、同回答No. 918及び実施方針質問回答No. 983「民間収益事業者の実質的な代表者の変更とならないマイナーな株式の譲渡については振興会の承諾は不要だが、変更内容の通知は必要」との内容に矛盾すると思われます。メイン出資者が変わらなければ、マイナー出資者の出資構成の変更は適用外との理解でよろしいでしょうか。</p>	No. 367の回答をご参照ください。